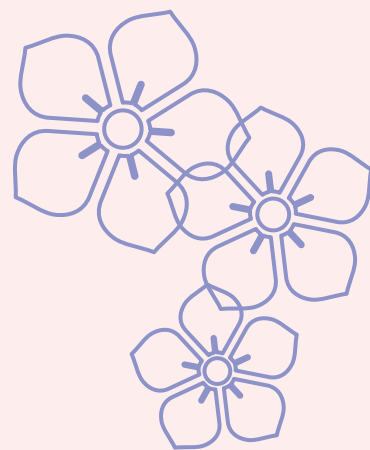
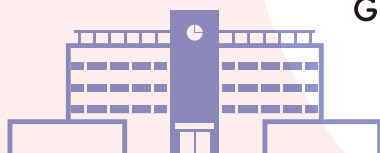
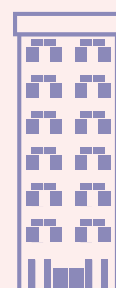
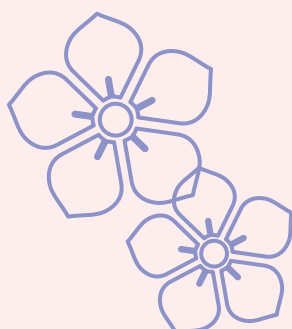
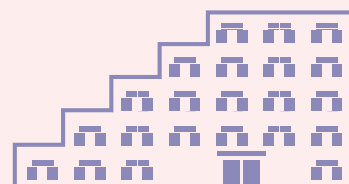


第3次みずなみ 男女共同参画プラン

3rd Mizunami
Gender equality plan



令和6年3月
瑞浪市



はじめに

人口減少及び少子高齢化の進展、家族形成の多様化や社会情勢の変化など、私たちを取り巻く環境は、日々、目まぐるしく変化しています。その中で、すべての人が性別にとらわれることなく、多様な生き方が選択でき、あらゆる場面で活躍できる社会をつくることが重要です。

本市では、平成26（2014）年2月に「第2次みずなみ男女共同参画プラン」を策定し、男女がともに喜びや責任を分かち合い活躍できる社会の実現を目指して、様々な施策を展開してまいりました。

この度、「第2次みずなみ男女共同参画プラン」の計画期間終了に伴い、これまでの取組を振り返るとともに、令和4年度に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」の結果や、男女共同参画審議会の意見等を踏まえて、令和6年度から15年度までを計画期間とする「第3次みずなみ男女共同参画プラン」を策定いたしました。

このプランには、「瑞浪市女性活躍推進計画」及び「瑞浪市DV防止基本計画」を位置付けています。働く場における女性の活躍を推進するとともに、あらゆる暴力の根絶を目指して、引き続き取り組んでまいります。また、地域活動における男女共同参画の推進や、近年頻発している震災等の災害対応にあたり、「男女共同参画の視点に立った防災」を推進してまいります。

市民一人ひとりが、生涯を通じて健康で、自分らしく活躍できる地域を目指すには、市民や事業者、各種団体の皆さまとの連携協力が不可欠となります。このプランに基づき、皆さまとともに様々な施策に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、熱心にご審議いただきました男女共同参画審議会の皆さまをはじめ、市民意識調査にご協力いただきました市民の皆さまに心より感謝申し上げます。

令和6（2024）年3月

瑞浪市長 水 野 光 二



目次

第1章 策定にあたって

1. プラン策定の目的	1
2. プランの位置づけ	2
3. プラン策定の背景	3
4. 計画の期間	5
5. SDGsの取組について	6

第2章 瑞浪市の現状

1. 少子高齢化と人口減少	7
2. 世帯規模の縮小	8
3. 女性と仕事	9
4. 男女共同参画を取り巻く課題	11

第3章 プランの基本的な考え方

1. 基本理念	13
2. 基本目標	13
3. プランの体系	14

第4章 プランの方向性と内容

基本目標Ⅰ あらゆる分野で活躍できるまちづくり	17
基本目標Ⅱ 健康で安全・安心な暮らしができるまちづくり	33
基本目標Ⅲ すべての人の人権が尊重されるまちづくり	44

第5章 プランの推進

1. プランの進行管理	51
2. プランの推進体制	51

資料

1. アンケート調査実施概要	53
2. 関係法令	54
3. 瑞浪市男女共同参画審議会委員名簿	78
4. 諮問・答申	79
5. 第3次みずなみ男女共同参画プラン策定までの経緯	82
6. 男女共同参画に関する国内外の主な動き	83

冊子の見方

- 本プランに掲載している部課等の名称は、令和6（2024）年4月1日付組織再編後のものです。
- 本プランに掲載しているグラフや表のうち、100分率で示したものについては、小数点第2位を四捨五入して比率を算出しているため、合計が100%にならないものがあります。
- 本プランに掲載しているグラフや表のうち、「資料：市民意識調査」と記載してあるものは、令和4（2022）年8月に本市が実施した「男女共同参画に関する意識調査」の結果です。

第1章

策定にあたって

第1章 策定にあたって

1. プラン策定の目的

男女共同参画社会の実現に向けた法律として平成 11（1999）年に「男女共同参画社会基本法」が施行されて以降、これまでもさまざまな男女共同参画推進の取組が行われてきました。

平成 13（2001）年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」という。）が施行されました。平成 28（2016）年には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（以下「男女雇用機会均等法」という。）、令和3（2021）年には「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（以下「育児・介護休業法」という。）が一部改正されるなど、関連する法制度の整備等、社会情勢の変化に対応した取組が行われてきました。

また、近年の少子高齢化の進行による人口構成の大きな変化や、グローバル化による産業競争の激化などにより経済社会の構造が大きく変化しています。さらには、雇用の不安定化や貧困・格差の拡大など、男女共同参画を取り巻く課題は多様化しています。

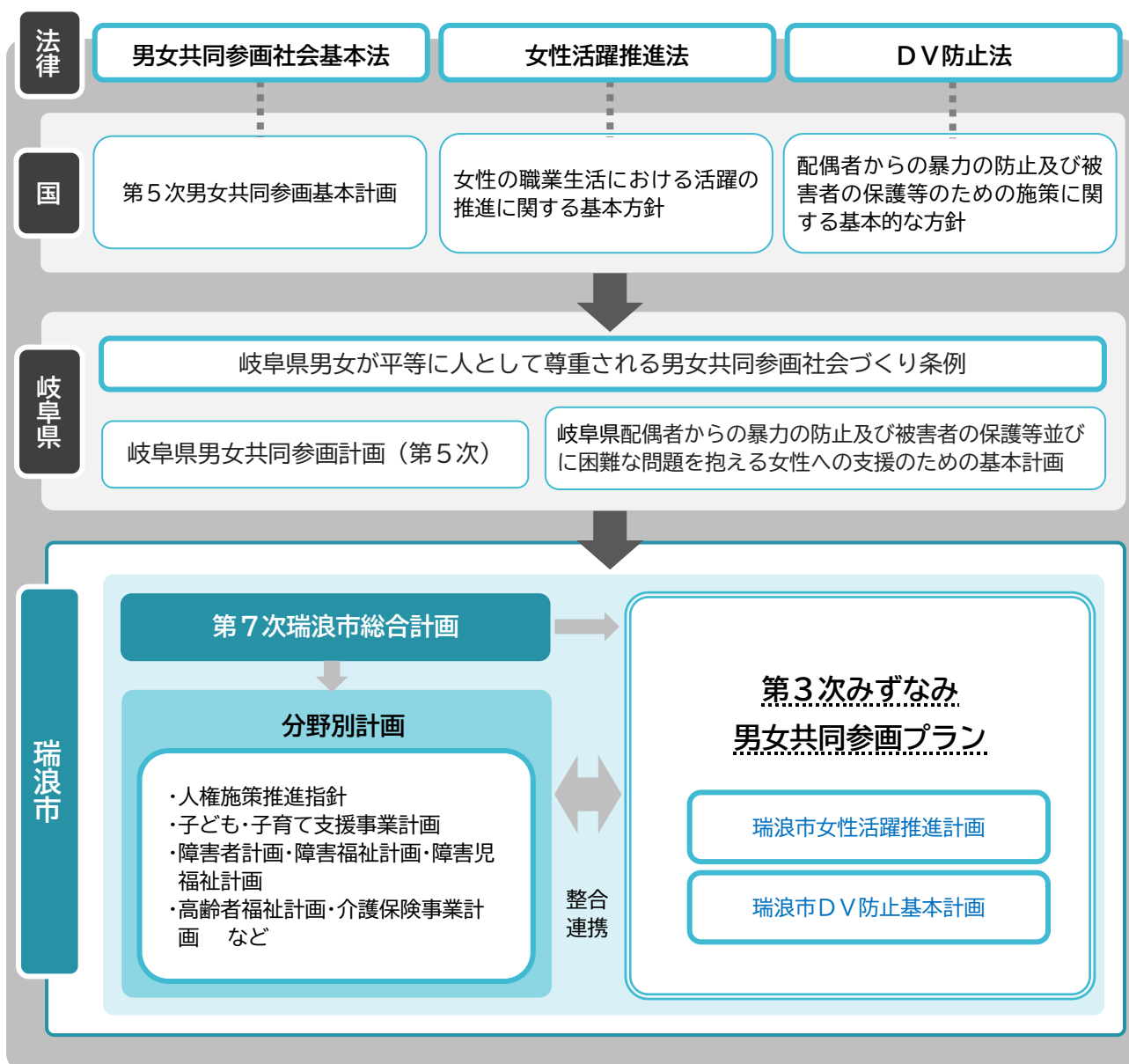
このような社会情勢の中、国においては、平成 27（2015）年8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が成立し、平成 30（2018）年6月には、多様な働き方を選択できる社会の実現をめざして、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が成立するなど、国は男女共同参画の実現に向けた取組を推進しており、令和2（2020）年 12 月に「第5次男女共同参画基本計画」が策定されました。また、県においても、令和6（2024）年に「岐阜県男女共同参画計画（第5次）」や「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等並びに困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画」を策定するなど、国・県ともに、新たな計画に基づき男女共同参画社会の実現に向けて施策を推進しているところです。

本市においても、令和6（2024）年3月に「第2次みずなみ男女共同参画プラン」の計画期間が終了することから、これまでの取組とその実施状況を踏まえ、新たな課題に対応するものとし、男性も女性もすべての個人が、喜びも責任も分かち合い、その能力・個性を十分に発揮することができる社会を実現するため、「第3次みずなみ男女共同参画プラン」を策定します。

2. プランの位置づけ

- 本プランは、男女共同参画社会基本法第 14 条第3項に基づく「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」とします。
- 本プランは、女性活躍推進法第6条第2項に基づく市町村推進計画とし、「瑞浪市女性活躍推進計画」として位置づけます。
- 本プランは、DV防止法第2条の3第3項に基づくDV対策の市町村基本計画とし、「瑞浪市DV防止基本計画」として位置づけます。
- 本プランは、「第7次瑞浪市総合計画」を上位計画とし、その他の分野別計画との整合性を考慮するとともに、国の「第5次男女共同参画基本計画」や岐阜県の「岐阜県男女共同参画計画（第5次）」を踏まえて策定します。

【 プランの位置づけ 】



3. プラン策定の背景

(1) 国の動向

①第5次男女共同参画基本計画

国は、平成 11（1999）年に「男女共同参画社会基本法」を制定し、この基本法に基づき平成 12（2000）年に「男女共同参画基本計画」を策定しました。その後、5年ごとに基本計画が見直され、平成27（2015）年に「第4次男女共同参画基本計画」を策定、令和2（2020）年には、「第5次男女共同参画基本計画」を策定しました。

第5次男女共同参画基本計画の目指すべき社会

- 1 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- 2 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- 3 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- 4 あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGs で掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

②女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針

国では、平成 27（2015）年に女性活躍推進法が制定され、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業生活における活躍に関する情報の公表が、事業主に義務付けられました。同年、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針が策定され、令和元（2019）年には、行動計画の策定義務の対象拡大や情報公表の強化などを内容とする法改正を行いました。

また、「女性活躍・男女共同参画の重点方針（女性版骨太の方針）」は、女性活躍・男女共同参画の取組を加速するために、毎年政府決定しています。

女性活躍・男女共同参画の重点方針 2023（女性版骨太の方針 2023）

- 1 女性活躍と経済成長の好循環の実現に向けて
- 2 女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の強化
- 3 女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現
- 4 女性の登用目標達成（第5次男女共同参画基本計画の着実な実行）

③配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針

国では、平成 13（2001）年に配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援などの体制を整備し、DV防止法が制定されました。国からは、法や制度の概要に触れつつ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する施策について、基本的な方針が示されています。

また、「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2023（女性版骨太の方針 2023）」の「3. 女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現」には、配偶者などからの暴力への対策の強化が記載されています。

配偶者等からの暴力への対策の強化（女性版骨太の方針 2023 より）

- 1 保護命令制度の拡充・保護命令違反の厳罰化
- 2 基本方針・都道府県基本計画の記載事項の拡充
- 3 協議会の法定化

（2）岐阜県の動向

①岐阜県男女共同参画計画（第5次）

岐阜県では、男女共同参画社会の実現に向けて、平成 15（2003）年に「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」を制定し、この条例に基づき男女共同参画社会づくりを進めていくための指針として、令和6（2024）年に「岐阜県男女共同参画計画（第5次）」が策定されました。

岐阜県男女共同参画計画（第5次）の計画体系

- 1 男女がともに活躍できる社会づくり
- 2 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり
- 3 未来の礎となる男女共同参画社会の基盤づくり

②岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等並びに困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画

岐阜県では、「男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶」及び「困難を抱えた人が安心して暮らせる環境の整備」を図る取り組みとして、令和6（2024）年に「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等並びに困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画」が策定されました。

岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等並びに困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画の計画体系

- 1 暴力を許さない社会づくり
- 2 安心して相談できる体制づくり
- 3 安全・安心が保障される保護
- 4 実効性のある自立支援
- 5 関係機関と連携した支援体制づくり

（3）瑞浪市の取組

瑞浪市は、平成 14（2002）年に実施された市民意識調査の結果をもとに、地区代表や有識者などで構成される「瑞浪市男女共同参画懇話会」（現在の瑞浪市男女共同参画審議会）からの意見を踏まえ、平成 16（2004）年3月に「みずなみ男女共同参画プラン（第1次）」を策定しました。同プランは、平成 21（2009）年に「みずなみ男女共同参画プラン（後期プラン）」として改定され、本市における男女共同参画社会の実現に向けた取組の基礎となりました。

平成 24（2012）年には再び男女共同参画懇話会を設置し、これまでのプランに基づいて実施された事業の評価と分析、国や県の方針や施策、「男女共同参画に関する市民意識調査」（同年8月実施）の結果を踏まえた検討を行い、平成 26（2014）年2月「第2次みずなみ男女共同参画プラン」を策定しました。

第2次プラン策定から5年が経過した平成 29（2017）年には、瑞浪市 DV 防止基本計画及び瑞浪市女性活躍推進計画としての位置づけや、性の多様性に関する理解の推進等を踏まえた見直しを行い、平成 31（2019）年3月に後期5年間の「第2次みずなみ男女共同参画プラン（後期プラン）」を策定しました。

また、平成 17（2005）年からプラン推進のけん引役として、地域の代表及び男女共同参画についての有識者から構成される「瑞浪市男女共同参画社会推進委員会（現在の瑞浪市男女共同参画社会推進会議）」を設置し、毎年、男女共同参画社会の実現に向けた研修会や講演会などの取組を行っています。（P.77 「瑞浪市男女共同参画社会推進会議要綱」参照。）

「地域」とは？

住民の身近な生活圏のことで、都道府県や市町村といった行政区分とは異なる概念。住民の活動を主たる対象とし、活動に応じて町内会、自治会、校区等様々な範囲が想定されます。

4. 計画の期間

本計画の期間は、令和6（2024）年度～令和 15（2033）年度までの 10 年間とします。ただし、令和 10（2028）年度において中間見直しをするほか、社会情勢の変化や計画の進捗状況などに応じて、計画の見直しを行います。

令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)	令和13年度 (2031)	令和14年度 (2032)	令和15年度 (2033)
第3次みずなみ男女共同参画プラン									
				中間見直し					
					後期計画				

5. SDGsの取組について

SDGsとは、平成 27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された令和 12（2030）年までの国際目標で、持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

< SDGs（持続可能な開発目標）の17の目標 >

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



本計画では、第4章の各施策において以下の関連する目標の実現をめざしていきます。

目標3 すべての人に健康と福祉を



目標10 人や国の不平等をなくそう



目標4 質の高い教育をみんなに



目標11 住み続けられるまちづくりを



目標5 ジェンダー平等を実現しよう



目標16 平和と公正をすべての人に



目標8 働きがいも経済成長も



目標17 パートナリーシップで目標を達成しよう



第2章

瑞浪市の現状

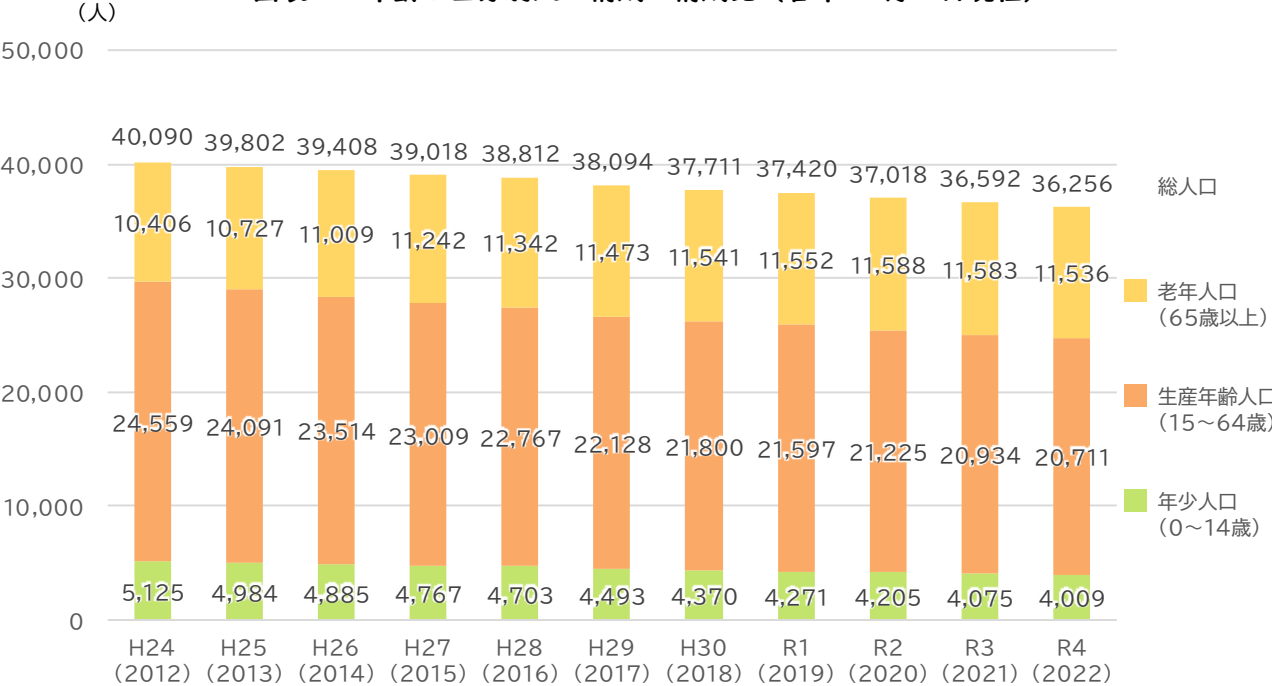
第2章 瑞浪市の現状

1. 少子高齢化と人口減少

(1) 年齢3区分別人口

瑞浪市の人口は、過去 10 年間を見ると毎年減少しています。年齢3区分別の人口構成比を見ると、老年人口（65 歳以上）の割合は毎年増え続け、平成 29（2017）年以降は 30%を超える数値となっています。（図表 1）年少人口（0～14 歳）の割合は減少傾向にあり、令和 4（2022）年は 11.1%となっています。今後も高齢化は進むと予測され、高齢化社会において男女とも生き生きと暮らせる施策の充実が課題となっています。

図表 1 年齢3区分別人口構成・構成比（各年 10 月 1 日現在）



資料：企画政策課

	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
年少人口(%)	12.8	12.5	12.4	12.2	12.1	11.8	11.6	11.4	11.4	11.1	11.1
生産年齢人口(%)	61.3	60.5	59.7	59.0	58.7	58.1	57.8	57.7	57.3	57.2	57.1
老年人口(%)	26.0	27.0	27.9	28.8	29.2	30.1	30.6	30.9	31.3	31.7	31.8

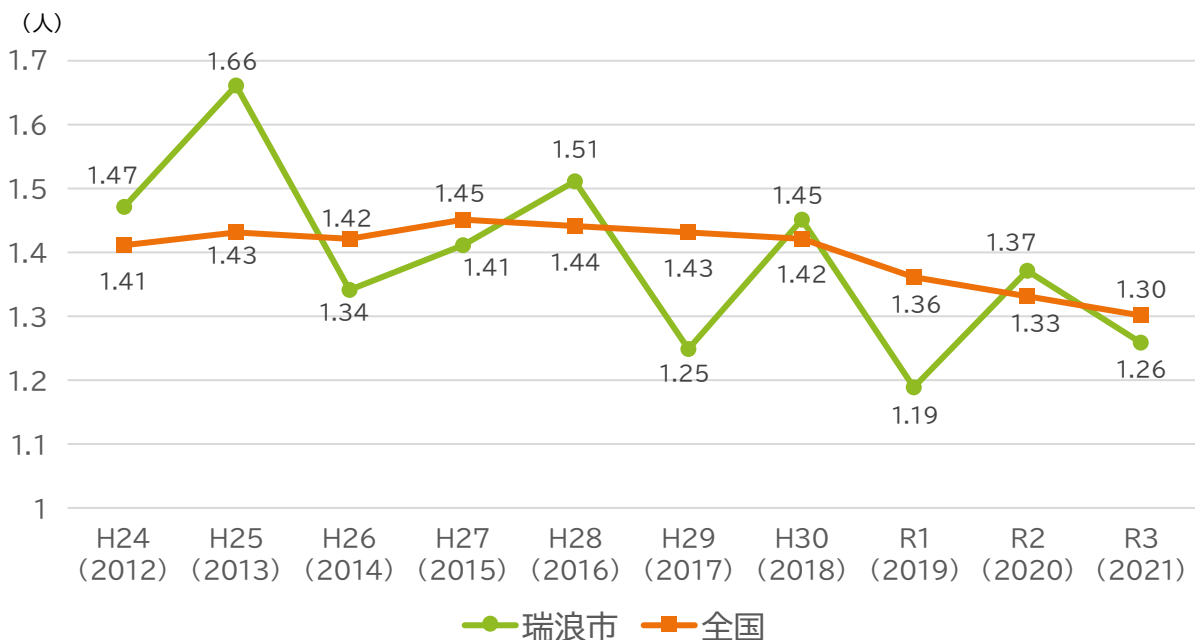
(2) 合計特殊出生率

一般的に人口を維持するには、出生率が一定数値（2.1 前後）を上回る必要があると言われています。しかしながら、現在の日本はこの数値を大きく下回っており、瑞浪市も同様です。将来、人口減少が加速する状況となっています。瑞浪市においても、子育て支援や少子化対策の視点からも男女共同参画を推進する必要があります。（図表2）

「合計特殊出生率」とは？

その年の出産動向が今後も続くと仮定したときに、一人の女性が生涯に産むと推定される子どもの数。15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率（出生数÷年齢別女性人口）を合計して算出されます。

図表2 瑞浪市と全国の合計特殊出生率



資料：瑞浪市統計書

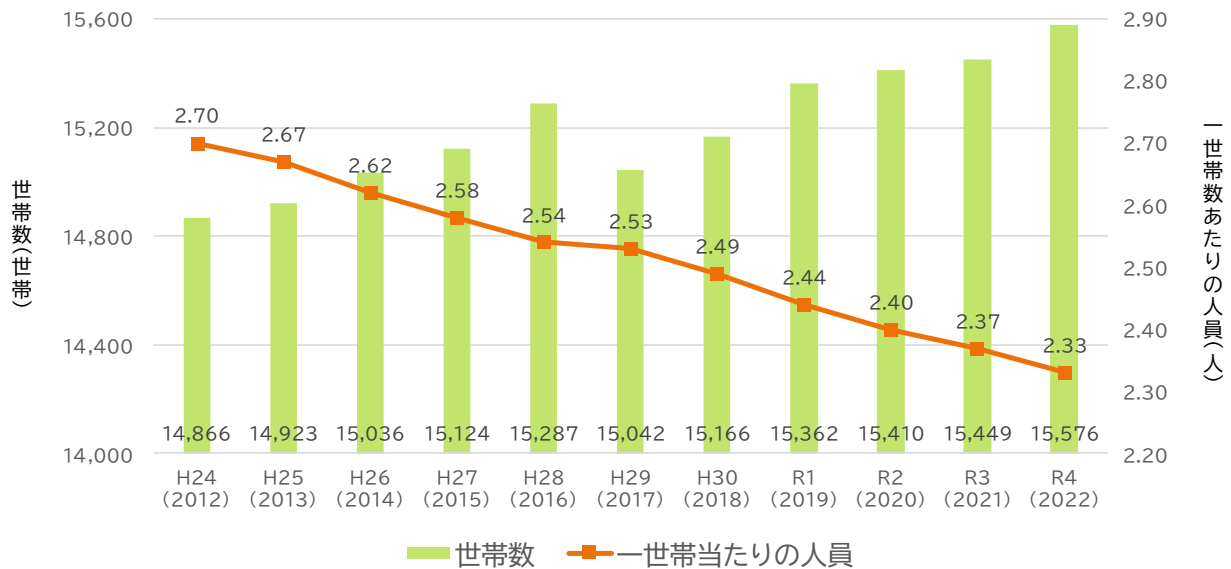
2. 世帯規模の縮小

瑞浪市では、核家族化や単身世帯の増加により、世帯数は平成 29（2017）年以降増加傾向にあるものの、1世帯当たりの人員は減少しており、令和 4（2022）年には 2.33 人となっています。（図表3）また、今後、高齢化が進むにつれて、高齢者の単身世帯や夫婦のみの世帯が増加していくことが予測されます。地域社会における家族形態の変化が進む中で地域力を高めていくためには、男女を問わず誰もが活躍できる地域社会を形成していくことが重要となります。このため、様々な人が地域における意思決定システムに参画することが必要です。

「地域力」とは？

地域社会の問題について市民や企業をはじめとした地域の構成員が、自らその問題の所在を認識し、自律的かつ、その他の主体との協働を図りながら、地域問題の解決や地域としての価値を創造していくための力のことです。

図表3 世帯数及び世帯人員



資料：企画政策課

3. 女性と仕事

瑞浪市の労働力率を性・年代別にみると、男性が20代後半から60代までほぼ一定の割合を保っているのに対し、女性は30代前半で一旦落ち込み、その後、30代後半から再び上昇しています。これは「M字曲線」と呼ばれ、女性が結婚や出産、育児で仕事を中断し、子育てが一段落してから、再び働き始める特徴をあらわしています。（図表4）しかしながら、「男女共同参画に関する市民意識調査」（以下「市民意識調査」という。）の結果で、「結婚・出産にかかわらず、ずっと職業を持ち続ける方がよい」と考える人が増加しており、平成29（2017）年の調査から最も高い割合となり、令和4（2022）年の調査でも変わらず高い割合となっています。（図表5）女性が働き続けるためには、男女がともに責任を分かち合い、仕事と生活の調和をとりながら働くことができる環境づくりが必要です。

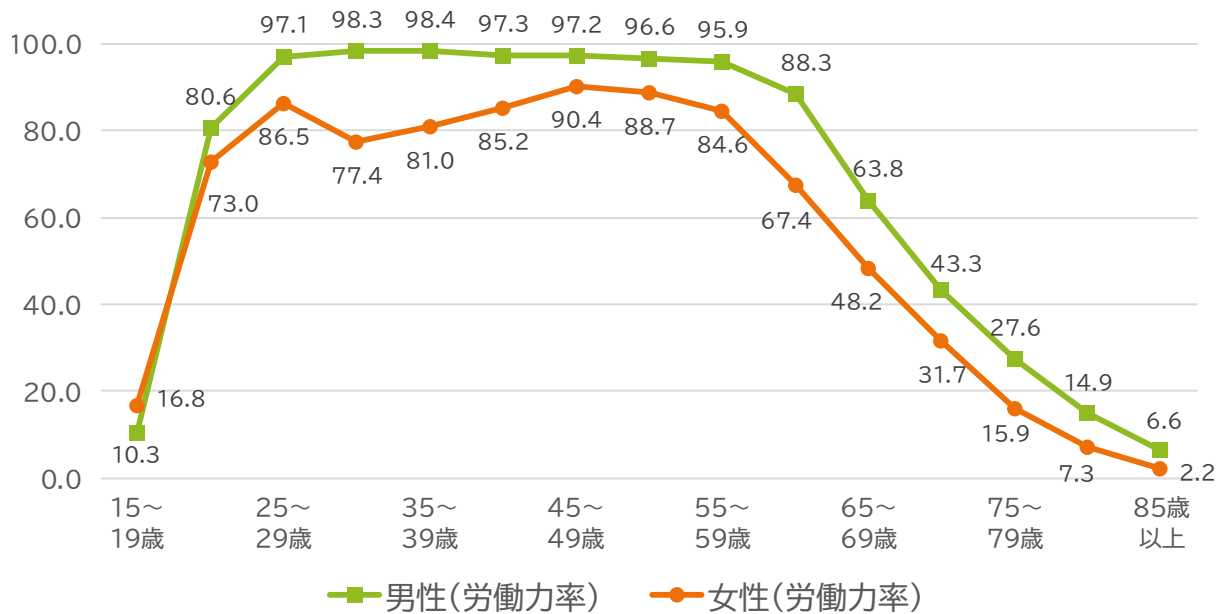
「労働力率」とは？

15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合のこと。

「M字曲線（M字カーブ）」とは？

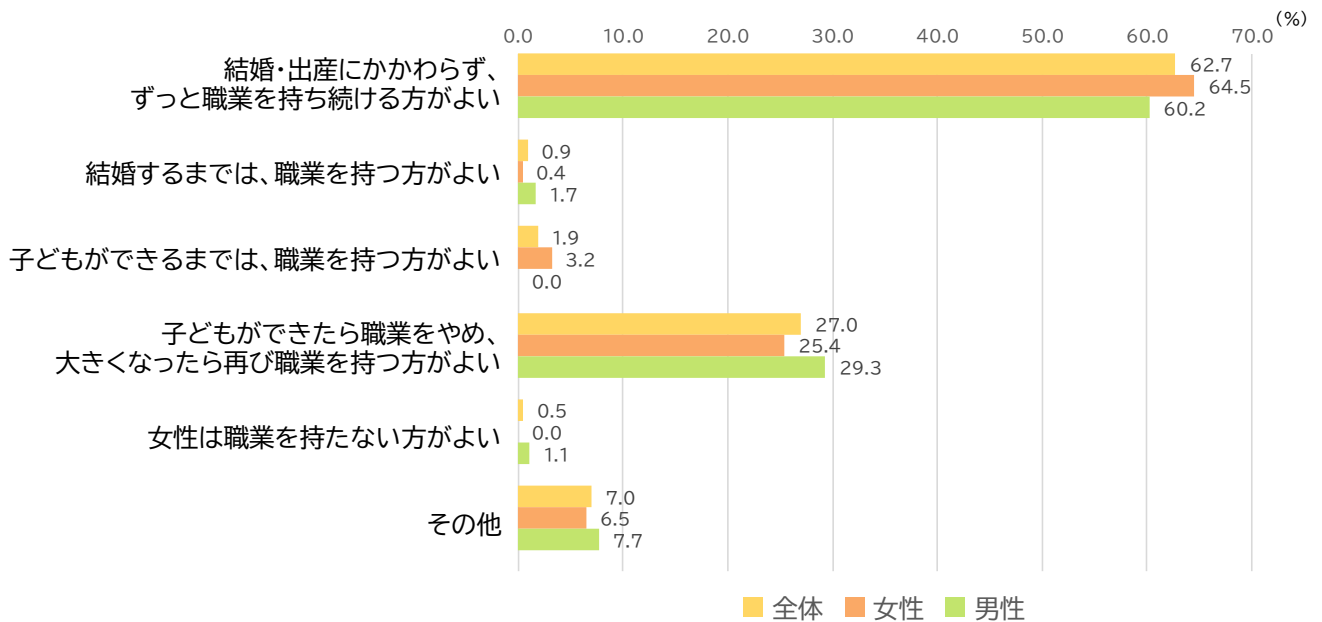
日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30代を谷とし、20代後半と40代後半が山となる「アルファベットのM」のような形になることをいい、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴をあらわしています。国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられません。

図表4 性・年代別労働力率



資料：令和2年国勢調査

図表5 女性が職業を持つことについて



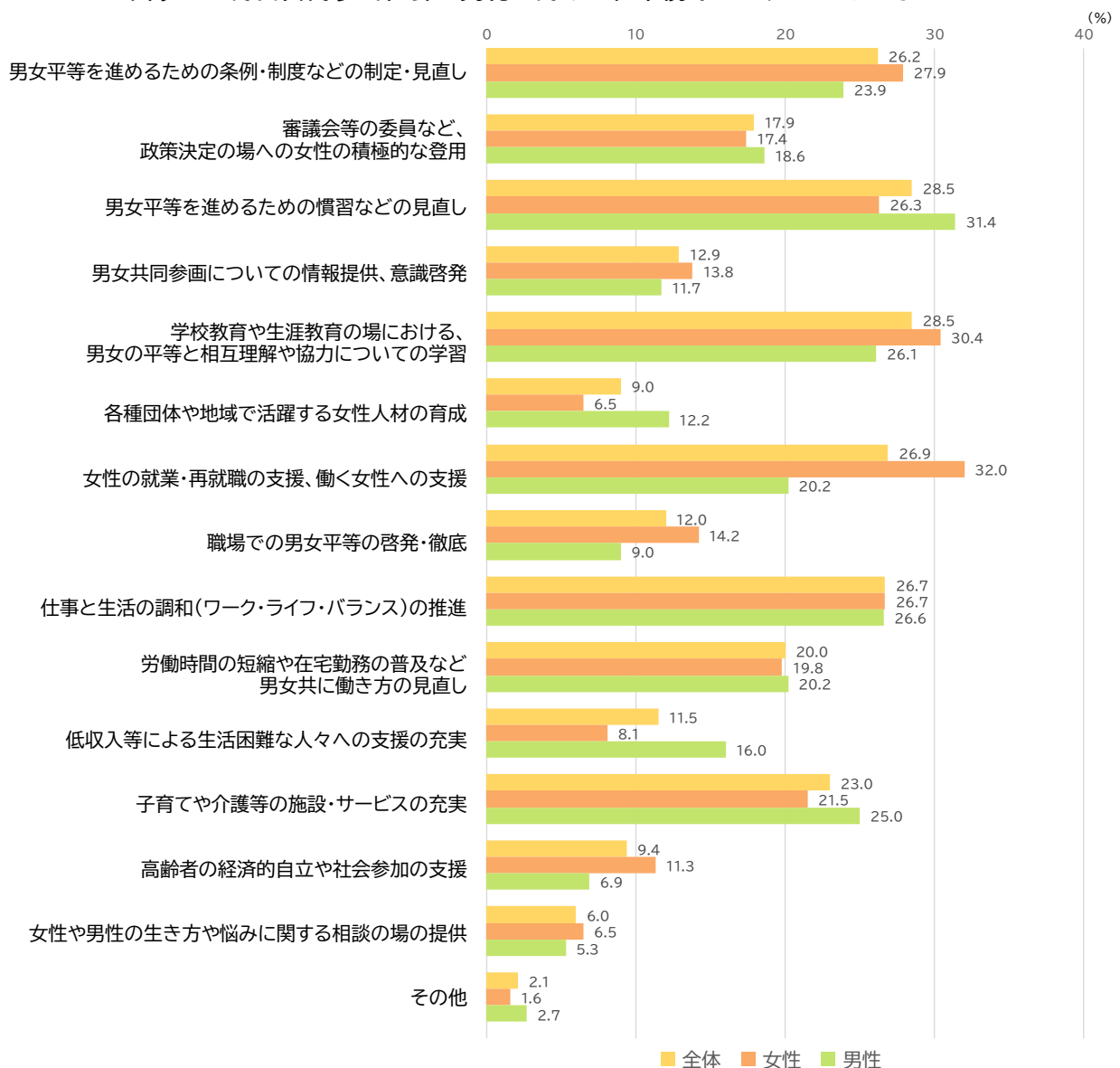
資料：市民意識調査

4. 男女共同参画を取り巻く課題

少子高齢化が進み、社会の活力が低下していく中、地域力を高めていくためには、すべての人が喜びも責任も分かち合いながら、あらゆる場で生き生きと活躍できる社会をつくることが重要です。

市民意識調査では、男女共同参画社会の実現に向けて、今後力を入れていくべきこととして「男女平等を進めるための慣習などの見直し」「学校教育や生涯教育の場における、男女の平等と相互理解や協力についての学習」「女性の就業・再就職の支援、働く女性への支援」が必要であるとの結果が出ており、男女共同参画の考え方を家庭や地域、職場など、あらゆる場に浸透させていくことが必要です。（図表6）

図表6 男女共同参画社会の実現に向けて、今後力を入れていくべきこと



資料：市民意識調査

第3章

プランの基本的な考え方

第3章 プランの基本的な考え方

1. 基本理念

- 一人ひとりが性別にかかわらず、お互いにその人らしさを尊重し合い、個人の能力を発揮し、多様な生き方ができる社会をつくれます。
- 家庭や地域、職場において男女が常に助け合い、責任を分かち合いながら、対等な立場でともに活動し、平等に利益を分かち合える社会をつくれます。

2. 基本目標

男女共同参画をめぐる国や県の動向、瑞浪市の抱える基本的な課題や男女共同参画の現状などを踏まえ、プランの基本理念を計画期間に具現化するため、次の3つの基本目標を立てるとともに、目標ごとに課題を明確にし、具体的な施策を展開していきます。

3つの基本目標

基本目標Ⅰ

あらゆる分野で活躍できるまちづくり

基本目標Ⅱ

健康で安全・安心な暮らしができるまちづくり

基本目標Ⅲ

すべての人の人権が尊重されるまちづくり

3. プランの体系

基本目標Ⅰ あらゆる分野で活躍できるまちづくり

課題①：政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

施策1：附属機関（審議会）等への女性登用の推進

施策2：女性の人材育成と管理職への積極的登用の推進

課題②：働く場における女性活躍の推進【瑞浪市女性活躍推進計画】

施策1：雇用と就業環境における男女共同参画の推進

施策2：女性の就労と能力発揮できる支援

課題③：仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現できる環境の推進

施策1：男性の育児・介護参画の支援

施策2：多様なニーズに対応した子育て支援の充実

施策3：介護を支援する環境の整備

施策4：事業者などに対する啓発

課題④：地域活動における男女共同参画の推進

施策1：自治会・まちづくり活動等における男女共同参画の推進

施策2：環境活動等における男女共同参画の推進

基本目標Ⅱ 健康で安全・安心な暮らしができるまちづくり

課題①：あらゆる暴力の根絶【瑞浪市DV防止基本計画】

施策1：DV・ハラスメント等の防止・啓発の推進

施策2：安心して相談できる体制の整備

施策3：被害者に対する支援機能の充実

課題②：生涯を通じた健康づくりの支援

施策1：ライフステージに応じた健康づくりの支援

施策2：女性の健康づくりに関する支援の充実

課題③：防災における男女共同参画の推進

施策1：防災活動等における男女共同参画の推進

施策2：万が一に備えた対応力の強化

基本目標Ⅲ すべての人の人権が尊重されるまちづくり

課題①：男女共同参画の実現に向けた理解の促進

施策1：男女共同参画に関する意識の普及・啓発

施策2：男女共同参画に関する情報収集・情報提供

課題②：男女共同参画の実現に向けた教育の推進

施策1：人権尊重、男女平等の視点に立った教育の推進

施策2：多様性を認め合える学習機会の充実



第4章

プランの方向性と内容

第4章 プランの方向性と内容

基本目標Ⅰ あらゆる分野で活躍できるまちづくり

1 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

現状と課題



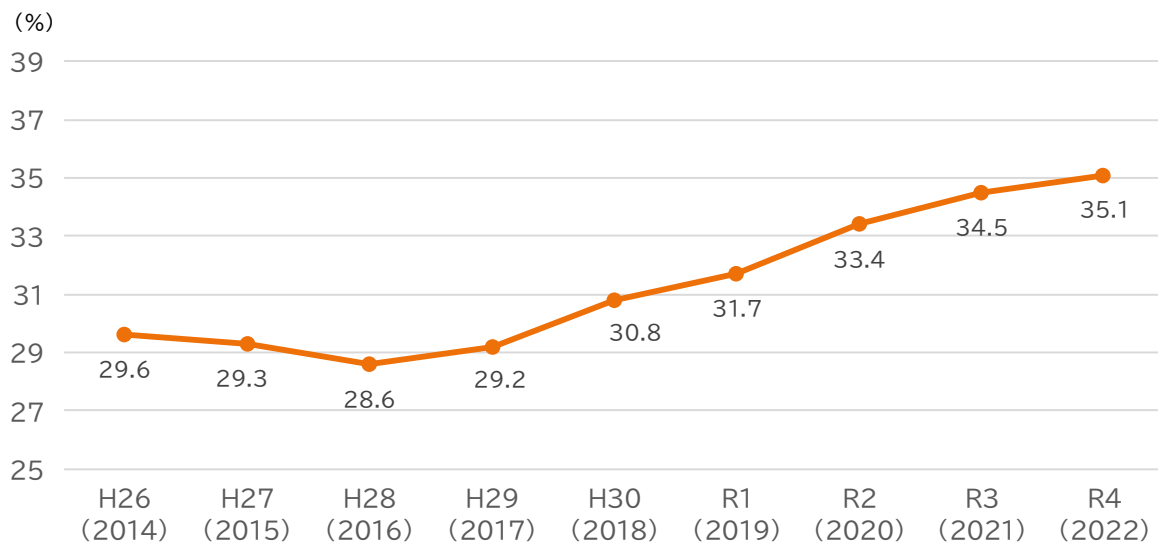
市の政策や方針は、市民一人ひとりの生活に大きな影響を与えます。政策・方針等の決定過程における女性の参画は、市民の意見を公平公正に反映するために、非常に重要です。

本市における「各種附属機関等における女性委員の構成率」は、近年増加傾向であり、国が目標とする「2020 年までに、あらゆる分野における指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度」は達成したものの、持続可能な社会を実現するためには、職指定（いわゆる「充て職」）による委員選出の見直しや公募制の採用拡大、各種団体などに対する女性割合の確保に関する啓発などの取組を積極的に進めていく必要があります。（図表7）

「附属機関」とは？

執行機関（市町村長、各種委員会）の要請により、必要な調停、審査、審議又は調査などを行う審議会や審査会のこと。

図表7 瑞浪市における附属機関等への女性委員の登用率



資料：市民協働課

施策の方向性

(1) 附属機関（審議会）等への女性登用の推進

職指定による委員選出の見直しや公募制の採用拡大、審議会等に委員を推薦している団体などに対する女性割合の確保に関する啓発などの取組を、積極的に進めます。

(2) 女性の人材育成と管理職への積極的登用の推進

政治、経済、社会などあらゆる分野で男女が共に意思決定の場に参画することによって、多様な視点を取り入れ、将来にわたり持続可能な社会を目指すため、市職員における女性管理職の増加や、女性の職域拡大を推進します。また、事業者や各種団体に対して、女性管理職の登用拡大を進めるよう働きかけます。

具体的施策と目標指標

(1) 附属機関（審議会）等への女性登用の推進

	施策名	概要	担当課
1	各種附属機関等への女性委員の登用推進	市が設置する各種附属機関等への女性委員の登用拡大に努めます。委員の職指定（いわゆる「充て職」）の見直しや公募制の採用拡大、推薦団体への女性割合の確保に関する啓発を進めます。	企画政策課 市民協働課 各課

目標指標及び目標値

	指標	現状値 令和4年度	目標値 令和15年度	担当課
1	各種附属機関等における女性委員の割合	35.1%	▶ 40.0~60.0%	市民協働課

(2) 女性の人材育成と管理職への積極的登用の推進

	施策名	概要	担当課
1	市管理職等への女性の登用推進	女性職員の活躍を推進するため、適正な人事評価の実施により、性別によらず、能力に基づく管理職への登用を行います。 また、将来の管理職候補となるべき女性職員の育成を図るため、多様な役職への積極的な職員配置に努めます。	秘書課
2	事業者等の女性管理職登用拡大の推進	県、労働局、商工会議所等と連携し、事業者等の女性管理職登用拡大の推進を図るため、事業者等に対する啓発を行います。	商工観光課
3	女性の能力発揮を促す講座の実施	県、労働局、商工会議所等の関係機関と連携し、事業者や各種団体を対象とした、女性の能力発揮のための講座を開催します。	商工観光課
4	女性のネットワークづくりの推進	男女共同参画社会推進会議参加者（P. 77 瑞浪市男女共同参画社会推進会議要綱参照。）を対象とした学習会や研修を開催し、参加者の資質向上を図り、地域への啓発に繋げていきます。 PTA 連合会子育て委員会、園小中家庭教育学級リーダー研修会、幼児園母親学級、生活学校等の連携強化を図ります。	市民協働課 学校教育課 生涯学習課

目標指標及び目標値

	指標	現状値 令和 4 年度	目標値 令和 15 年度	担当課
1	市職員の係長以上の役職者に占める女性の割合（一般行政職）	24.0%	▶ 30.0%	秘書課



2 働く場における女性活躍の推進【瑞浪市女性活躍推進計画】

現状と課題



人口減少及び少子高齢化の進展による労働力人口の減少が進む中、今後は女性や高齢者など、多様な人材の活躍が不可欠となります。しかし、現在の長時間労働を前提とした働き方、育児休業などの休暇制度の取得について、「気兼ねする」「周囲からの理解が得られない」といった就労環境では、育児や介護、地域活動への参加など、仕事以外の役割を果たすのは、非常に困難です。また、長時間労働により心身の健康を損なう心配もあります。

日本では固定的な性別役割分担意識により、出産を機に退職する女性が約5割にのぼり、再就職を希望した場合には、非正規雇用とならざるを得ない場合も多くあります。非正規雇用は、多様な就業ニーズにこたえることで、能力発揮を促進するという積極的な側面もあります。しかしながら、経済的困難に陥りやすい要因の一つとなるほか、正規雇用との待遇の格差が男女間の格差の一因となっているなどの問題もあります。

市民意識調査では「仕事と家庭を両立するために必要な条件」として、半数近くの人が「年間労働時間を短縮することや休暇の取りやすい職場環境づくり」をあげ、それ以外にも「柔軟な勤務形態の導入」や「代替要員の確保など、育児や介護休業制度を利用しやすい職場環境づくり」など、職場環境に関する条件が多くありました。（図表8）

事業者としても、労働力人口の減少や、消費者ニーズの多様化、変化する社会経済情勢に対応していく必要に迫られており、女性や高齢者など多様な人材の活用と、多様で柔軟な働き方の選択肢を提供することが必要不可欠となります。

一方、女性従業員等に対する、上司や同僚の「女性だからだろう」といった先入観や、良かれと思っての気遣いが、女性の活躍を阻む原因となっていることがあります。こうした無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に気づき、そこから生ずる悪影響を解消していくことも必要です。

また、女性がその個性と能力を十分に発揮し、職業生活における活躍を推進するため、女性への創業支援を行っていく必要があります。

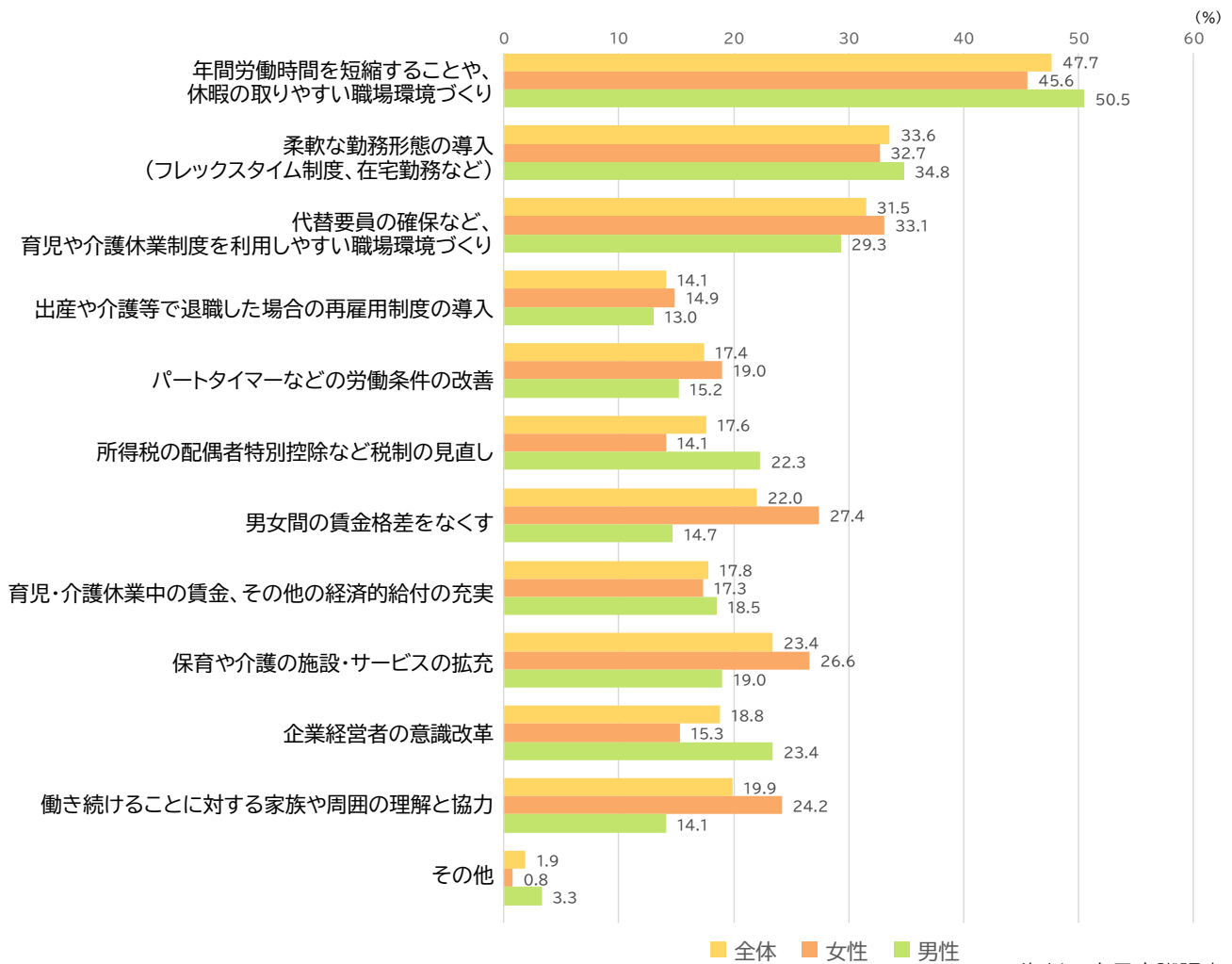
「非正規雇用」とは？

正社員以外の雇用のこと。具体的には、契約社員、嘱託社員、準社員、臨時社員、季節社員、パートタイマー、アルバイト、派遣社員、請負社員などをさします。一言に「非正規雇用」といっても、フリーターや高齢者の再雇用、家計の補助などを目的にパートとして働く人や、学生のアルバイトなど、その様子は様々です。

「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」とは？

誰もが気づかずに持っている、考え方、ものの見方の偏りや思い込みのことをいいます。働く場においては、「男性だからだろう」「女性だからだろう」といった周囲の思い込みで、個人の成長や活躍の機会を奪うことにならないよう、配慮する必要があります。

図表8 仕事と家庭を両立するために必要な条件



施策の方向性

(1) 雇用と就業環境における男女共同参画の推進

事業者と働く人たちに対し、女性や高齢者など多様な人材の活用と、多様で柔軟な働き方の選択肢を提供するなど、雇用環境の改善や就業環境の見直しに関する啓発を行い、労働環境の整備を促進します。

(2) 女性の就労と能力発揮できる支援

若手・子育て中の女性従業員や育児休業中の女性従業員等の、就労・子育ての両立に係る不安解消に向けた取組を推進します。また、出産後も継続して働くことを希望する女性に対する、就労の継続と長期的なキャリア形成の支援や、再就職を希望する女性や育児休業から復帰する女性に対する支援を行います。さらには、女性の職業生活における活躍を推進するため、創業支援を行います。

具体的施策と目標指標

(1) 雇用と就業環境における男女共同参画の推進

	施策名	概要	担当課
1	事業者、労働者への労働環境の整備に関する啓発等の実施	県、労働局、商工会議所等の関係機関と連携し雇用管理上の義務や職場慣行の見直し、女性の能力に対する偏見の解消等に関する講座や働き方改革に関する相談会等を開催します。また、労働や雇用環境の整備について啓発を行います。	商工観光課
2	健康管理に関する啓発の実施	就業者の健康管理の重要性について、商工会議所等を通じて事業者へ啓発を行います。	健康づくり課 商工観光課
3	年次有給休暇の取得、育児・介護休業制度等の利用促進	労働時間の短縮や年次有給休暇の積極的な取得、フレックスタイム制度の導入、育児・介護休業制度の設置と利用促進等、職場環境づくりについて事業者へ情報提供を行います。また、市の広報紙やチラシ、パンフレット等で労働関係法等の周知を行い、事業や労働者への意識づけを図ります。	商工観光課

「フレックスタイム制度」とは？

1か月以内の一定時間（清算期間）における総労働時間をあらかじめ定めておき、労働者はその枠内で各日の始業及び終業の時刻を自主的に決定し、働く制度のこと。

目標指標及び目標値

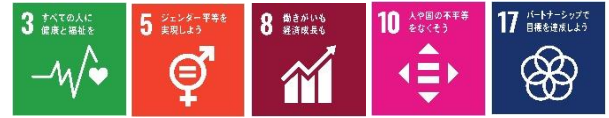
	指標	現状値 令和4年度	目標値 令和15年度	担当課
1	職場について、男女が平等だと感じている人の割合（市民意識調査）	30.0%	40.0%	市民協働課

(2) 女性の就労と能力発揮できる支援

	施策名	概要	担当課
1	女性の就業・再就職等への支援	県、労働局、商工会議所等の関係機関と連携して、女性の就業・再就職に関する情報提供や仕事と子育ての両立を希望する女性の就労相談等を実施します。	商工観光課
2	女性の創業支援	融資制度等の情報提供やセミナーを開催するなど、創業予定者を支援します。また、創業支援補助金（新たな事業チャレンジ支援補助金）の交付により創業の支援を行います。	商工観光課
3	農業に携わる女性組織への支援	地元産農産物を使用した加工品を製造する等の活動を行う団体を支援し、農業分野における女性の活動の活発化を図ります。	農林課

3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現できる環境の推進

現状と課題



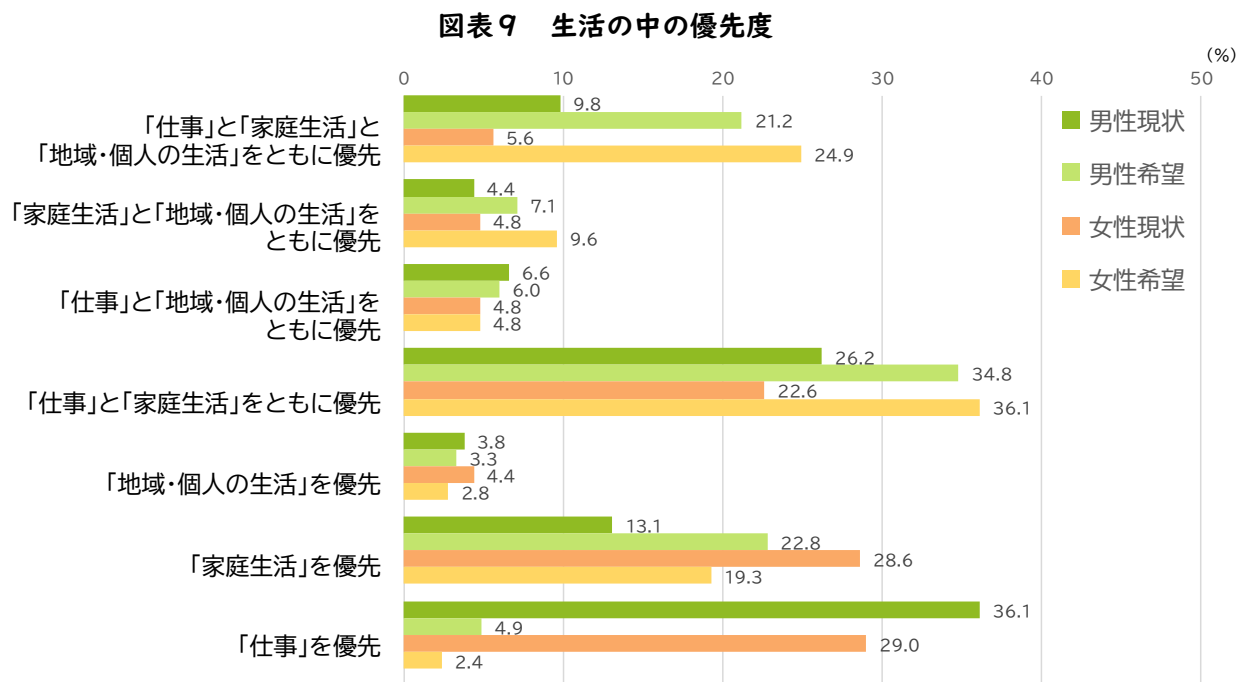
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）とは、働くすべての人々が「仕事」と、子育てや介護、地域活動、趣味や学習などの「仕事以外の生活」の調和を図り、充実した生活・生き方を送ることです。

人によって希望する生活のバランスは異なる上、仕事を頑張りたい、出産や子育てに比重を置きたい、介護を行う必要があるなど、何を大切にするのかはその人の時間においても変化します。

市民意識調査で「生活の中で優先したいこと（希望）」と「優先していること（現状）」を尋ねたところ、「仕事優先の生活」を希望する人は、男女ともに低い割合でしたが、現状では「仕事を優先」している人が大変多く、希望と現状がかい離した形になっています。このことから、仕事優先の組織風土や長時間労働等によりワーク・仕事とそれ以外の生活を理想的なバランスで実現するのは、困難な状況にあることがわかります。（図表9）

少子高齢化が進み、今後はこれまで以上に、仕事と仕事以外の役割（子育て・介護、地域活動等）の両方を担う必要のある人が増えていきます。そのため、これまでの地域活動への参加などをより重視する人などもおり、これまでの働き方の見直しや、多様な働き方への対応が模索されています。

このような状況から、性別にかかわらずすべての労働者の働き方を見直し、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組が必要です。



資料：市民意識調査

かつては「夫が働き、妻は専業主婦として家庭での役割を担う」という姿が一般的でしたが、現在は「男性は外で働き、女性は家庭をまもるべき」という考え方に賛成しない人の割合が、男女ともに過半数を超えています。（図表 10）しかし、「男性の家事や子育て、介護、地域活動への参加を進めるために必要なこと」を尋ねる設問では、「男性の仕事中心の生き方、考え方を改めること」「男女の役割分担についての社会通念、慣習などを改めること」を挙げる人がいまだに約3割いることから、固定的な性別役割分担意識「男は仕事、女は家庭」は根強く残っていることがうかがわれます。（図表 11）

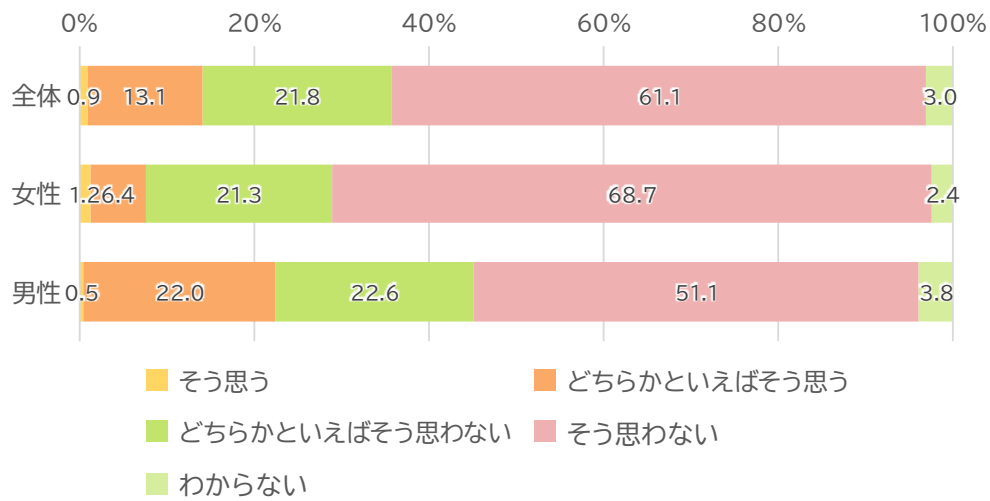
子育ての分野においては、核家族世帯やひとり親家庭の増加などの社会環境の変化により、育児の孤立化も心配されることから、社会全体で子どもを産み育てやすい環境を整える必要があります。

一方、単身世帯の増加、雇用・就業構造の変化等の中で、貧困等生活上の困難について幅広い層への広がりが見られます。この中にはひとり親家庭も含まれ、こうした家庭では、父子家庭に比べて母子家庭の収入が低い傾向にあります。こうした状況に対応し、貧困等生活上の困難を防止するためにも、女性が働き続けることができ、また暮らしていける賃金を確保できるよう、男女共同参画の視点から就業・生活面の環境づくりが必要です。母子家庭等ひとり親家庭に対する支援や生活上の困難に直面する人々への支援を推進していくとともに、貧困等の次世代への連鎖を断ち切るための取組も必要です。

介護の分野においては、高齢者世帯や単身世帯の増加、三世代同居等の世帯の減少など、家族の形態も大きく変化し、家庭内に介護の協力者がいない状態で、男性が介護の担い手にならざるを得ない場合も増えています。そのため、介護に必要な心構えや知識、技術を学ぶ機会、また介護者同士の交流の場を設け、男性の参加を促す必要があります。また、孤立しがちな介護者への支援や相談体制の充実などの取組に力を入れる必要があります。

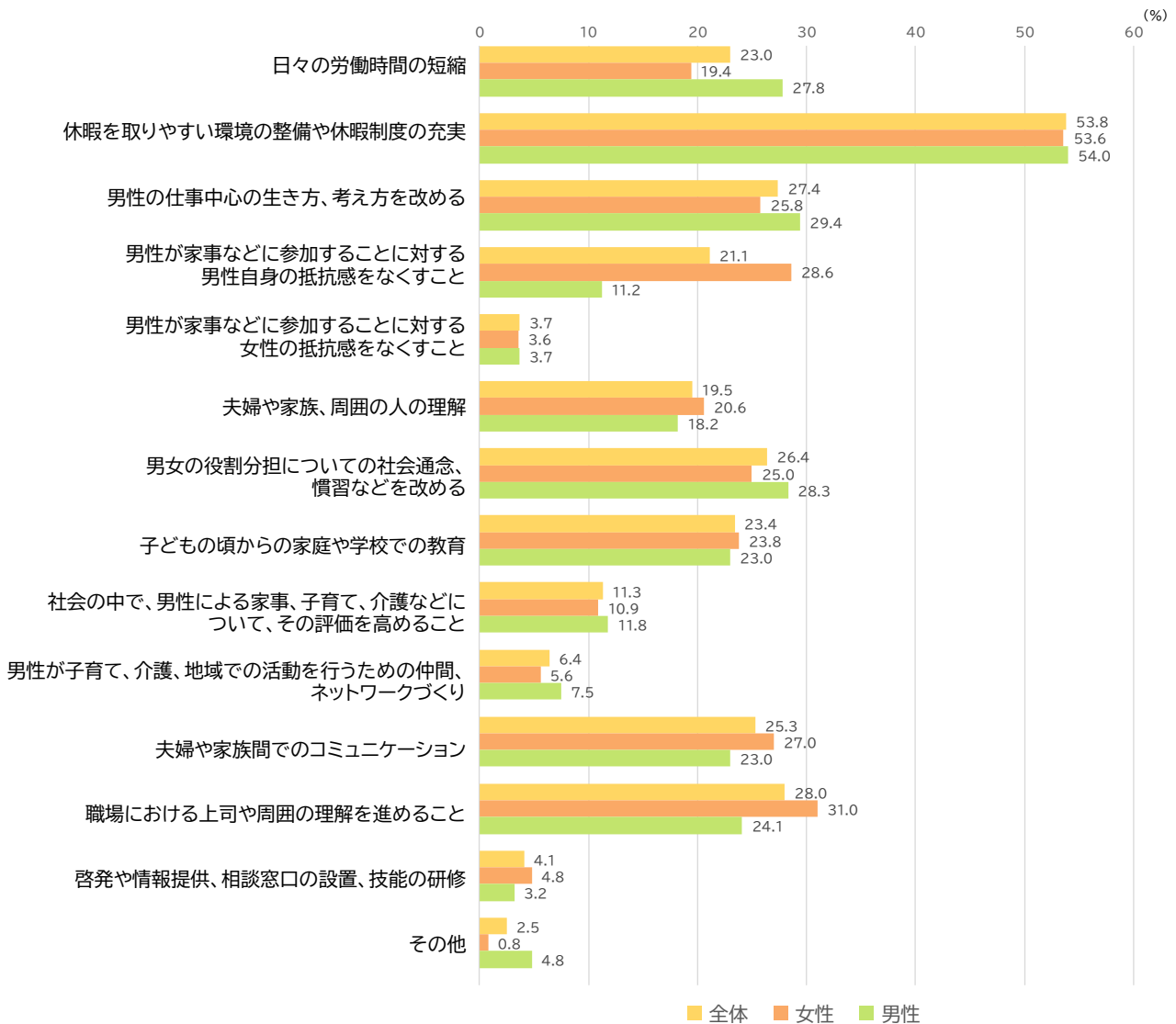
加えて、高齢者が健康で生き生きと生活するための支援も重要です。高齢者が自身の健康管理に取り組み、健康で自立した生活を少しでも長く継続できるよう、健康づくり・生きがいづくりの取組の推進や、介護予防のサービスの周知・充実を図る必要があります。

図表 10 男性は外で働き、女性は家庭をまもるべきという意識について



資料：市民意識調査

図表 11 男性の家事や子育て、介護、地域活動への参加を進めるために必要なこと



資料：市民意識調査

施策の方向性

（１）男性の育児・介護参画の支援

男女が家庭生活で互いに協力し、また、社会の支援を受けながら子育て・家族の介護などを行い、かつ職場、学校、地域などにおける活動を行うことができるようにするため、育児・介護は男女が共同して担っていくという意識を醸成します。

また、育児・介護休業等の制度を定着させ、特に育児休業の取得率が低い男性が取得しやすい就業環境づくりを促進します。

（２）多様なニーズに対応した子育て支援の充実

保育施設・サービスの拡充についての需要が高いことから、子育て支援に関する多様なニーズに対応できるようサービスの充実に努めます。

また、ひとり親家庭の経済的支援、就労支援、相談事業等の様々な支援を実施します。

（３）介護を支援する環境の整備

介護が必要な高齢者等が適切にサービスを利用できるよう、かつ介護に関する多様なニーズに対応できるよう、高齢者等へのサービスの周知及び相談事業の充実に努めます。

また、高齢者が健康で自立した生活を少しでも長く継続できるよう、介護予防への取組や生きがいづくり支援を行います。

（４）事業者などに対する啓発

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、仕事以外の役割についても取り組むことができるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する意識啓発に取り組めます。

具体的施策と目標指標

(1) 男性の育児・介護参画の支援

	施策名	概要	担当課
1	男性の家庭生活への参加の促進	家庭生活において、男女がともに家事や育児、介護に取り組むよう意識啓発を行います。	市民協働課
2	男性の子育て参加の促進	岐阜県が発行している父親向けの冊子「パパスイッチ」の交付や、両親学級にて父親向けに妊婦体験や沐浴体験を行います。 PTA 連合会子育て委員会で、育児や家庭教育に関する研修を開催し、父親の子育て参加の意識向上に努めます。	健康づくり課 学校教育課
3	男性の育児休業等取得の推進	市男性職員の配偶者出産休暇、育児参加休暇及び育児休業について、職場全体への意識啓発を行うとともに休業・休業を取得しやすい職場環境づくりに努めます。また、県、労働局、商工会議所等の関係機関と連携し、事業者に対して同様の啓発を行います。	秘書課 商工観光課
4	男性の介護の担い手としての自覚の醸成	働き盛りの世代が参加しやすいよう、認知症サポーター養成講座を夜間の時間帯に実施します。介護の担い手教室（ささエール養成講座）について、男性介護者が参加しやすい内容・周知方法を検討し、参加者の拡大を目指します。	高齢福祉課

「配偶者出産休暇」とは？

妻の出産に伴う入退院の付き添い、出産時の付き添い等を行うための2日以内の休暇のこと。

「育児参加休暇」とは？

妻の産前（6週）・出産日後1年までの期間において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育するための5日以内の休暇のこと。

「認知症サポーター養成講座」とは？

認知症になっても住み慣れた地域で生活できるよう地域の理解者を養成する講座のことです。

目標指標及び目標値

	指標	現状値 令和4年度	目標値 令和15年度	担当課
1	市男性職員における妻の出産に伴う休暇の取得率	82.4%	▶ 100.0%	秘書課
2	市男性職員における妻の産前・産後の子どもの養育のための休暇の取得率	47.1%	▶ 100.0%	秘書課

(2) 多様なニーズに対応した子育て支援の充実

	施策名	概要	担当課
1	親子の健康管理と育児に関する相談事業の充実	乳幼児健診時に親子の健康状態の把握と、生活面、栄養面、歯科保健、予防接種等、育児全般についての保健指導、育児相談を行います。同時に育児家庭の孤立や虐待の防止・早期発見に努めます。	健康づくり課 こども家庭課
2	保育サービスの充実	病児・病後児保育、一時預かり保育等、多様な子育て支援のニーズに対応するため、保育サービスの充実に努めます。	こども家庭課
3	地域子育てサポートシステムづくりの推進	地域子育て支援センターにおいては、子育てに係る相談、助言、情報提供等の支援を行います。地域の人材を活用し、一時保育を支援するファミリー・サポート・センターの充実を図ります。	こども家庭課
4	ひとり親家庭の経済的自立の支援	児童扶養手当の支給や生活資金の貸付、福祉医療費の助成等の経済的支援と、自立に向けた訓練や講座等の就労支援を行います。また、制度に関する周知や、関係課の間での情報共有と連携強化を図ります。	こども家庭課 保険年金課
5	ひとり親家庭に対する相談事業の充実	子ども家庭支援員等による養育指導や助言を行うとともに、複雑な事案については、適切に他の支援機関へつなぎ、連携して支援を行います。	こども家庭課
6	子育て・家庭教育講座、親子交流、世代間交流事業等の開催	文化センターや公民館、児童館等で、親子がそろって参加できる講座や行事、世代間（子どもと高齢者等）の交流できる事業を実施します。	生涯学習課 各公民館 こども家庭課
7	小児救急体制と産科の整備支援	安心して産み育てることができるよう東濃中部病院事務組合において、産科の開設並びに小児救急体制の整備を進めます。また、将来、新病院での勤務を希望する医学生に奨学金を貸し付け、医師の確保に努めます。	健康づくり課

「ファミリー・サポート・センター」とは？

育児に関して「援助を受けたい人（依頼会員）」と、「援助を行いたい人（提供会員）」が会員登録し、保育施設までの送迎や子供の預かり等、子育てに関する「相互援助活動」に関して連絡、調整を行う機関です。事務局は、稲津保育園地域子育て支援センター「おんぶにだっこ」内にあります。

(3) 介護を支援する環境の整備

	施策名	概要	担当課
1	高齢者等へのサービスの周知と相談事業の充実	介護保険サービス等を広く周知し、高齢者等が適切なサービスにつながるよう支援します。また、地域包括支援センターが高齢者の身近な相談窓口であることを周知するとともに、関係機関と連携し、サービス利用や権利擁護等、様々な相談に対応できる体制を整えます。介護者の孤立の防止や、仕事と介護の両立に繋がるよう、相談体制の充実を図ります。	高齢福祉課
2	介護教室・講座の開催	地域包括支援センターと連携して市内各地で教室や出前講座を開催し、男女ともに高齢者が自身の健康管理に目を向け、介護予防に取り組むことのできる環境を整えます。	高齢福祉課
3	高齢者の生きがいづくり支援	高齢者の社会参加・生きがいづくり・能力の活用のため、また居場所づくりや孤立防止のため、各種団体へ補助金を交付し、活動を支援します。好事例はホームページ、SNS等で情報発信します。 生涯学習や地域学校協働活動等の場において、高齢者が知識や経験を活かして、生きがいを持って活動できる環境の整備を推進します。 コミュニティ・スクールを通して、高齢者が知識や経験を活かして学校と地域が繋がるような活動を推進します。	高齢福祉課 生涯学習課 各公民館 学校教育課



(4) 事業者などに対する啓発

	施策名	概要	担当課
1	ワーク・ライフ・バランスに関する啓発	市の広報紙やホームページ等を活用し、事業者などに対する情報提供、意識啓発を図ります。 また、県の「ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業」認定制度の活用を推進するなど、県、労働局、商工会議所等と連携し、ワーク・ライフ・バランスへの理解の促進を図ります。	市民協働課 商工観光課

目標指標及び目標値

	指標	現状値 令和4年度	目標値 令和15年度	担当課
1	「ワーク・ライフ・バランス」という用語と内容を知っている人の割合（市民意識調査）	32.0%	▶ 40.0%	市民協働課



4 地域活動における男女共同参画の推進



現状と課題

本市では「住民主体のまちづくり」の担い手として、市内8地区においてまちづくり推進組織が設立され、各地区において地域の課題解消や活性化のための活動が展開されています。しかし、人口減少や少子高齢化などの影響により、事業実施者、参加者ともに固定化傾向があり、地域力の低下が懸念されます。地域活動における重要事項の決定過程への女性の参画や、地域活動の主体的な担い手として女性が活躍することを推進し、多様な発想や活動の活性化を図ることによって、新たな取組も期待されることから、女性の視点を取り入れた地域活動を進めていく必要があります。

また、市民意識調査によると、男女共同参画の考え方は若い世代ほど浸透していることから、若者の積極的な社会参画は、市全体の男女共同参画の推進につながると考えられます。

環境問題については、市民の生活様式を環境への負荷がより小さいものへと変えていくため、環境保全などに関する市民一人ひとりの関心を高め、身近な生活圏のみならず、より広い範囲で環境活動を行うことが必要です。しかし、環境問題に関する政策・方針決定過程への女性の参画はまだ十分とはいえず、女性の参画を進め、環境に関する女性の知識や経験などを反映した施策を展開していく必要があります。

施策の方向性

(1) 自治会・まちづくり活動等における男女共同参画の推進

女性が地域活動に関心を持ち、積極的に参加できるよう、自治会・まちづくり活動等における主要な役員への女性の就任や、地域における重要事項の決定過程への女性の参画、地域活動の主体的な担い手として女性が活躍することを推進するための啓発に努めます。

また、男女共同参画の考え方は若い世代ほど浸透していると考えられることから、地域の活動への若者の参画を促し、地域の活性化及び課題解消につなげるとともに、男女共同参画意識の幅広い世代への浸透を図ります。

(2) 環境活動等における男女共同参画の推進

環境問題に関する政策・方針決定過程への女性の参画を進めていくとともに、市民一人ひとりが地球環境に関心を持ち、行動していくきっかけづくりとして、地域清掃などの身近な取組を継続していきます。

具体的施策と目標指標

(1) 自治会・まちづくり活動等における男女共同参画の推進

	施策名	概要	担当課
1	自治会における女性役員の登用促進	自治会における女性の役員登用の促進及び性別による役割分担をなくし、能力や個性を活かして活動に参画できるよう意識改革を進め、女性の意見が反映されやすい体制づくりを推進します。	市民協働課 各コミュニティーセンター
2	まちづくり推進組織における女性役員の登用推進	まちづくり推進組織における女性の役員登用の促進及び性別による役割分担をなくし、能力や個性を活かして活動に参画できるよう意識改革を進めます。 また、女性がまちづくりの主体的な担い手として活躍できるよう、まちづくり活動への参画を推進します。	市民協働課 各コミュニティーセンター
3	地域活動、ボランティア活動等への参画の推進	地域活動やボランティア活動、福祉活動等に、誰もが気軽に参加できるよう、研修や活動機会の周知に努めます。	市民協働課 生涯学習課 社会福祉課
4	若者の社会参画の推進	男女共同参画の意識が浸透している若者の社会参画を促進するため、地域の活性化及び課題解消に取り組む域学連携事業を推進します。	シティプロモーション課

「域学連携」とは？

学生及び引率者が地域に入り、住民とともに地域の活性化又は課題解消に取り組むこと。

目標指標及び目標値

	指標	現状値 令和4年度	目標値 令和15年度	担当課
1	自治会長に占める女性の割合	0.9%	▶ 10.0%	市民協働課
2	まちづくり推進会議の理事・評議員に占める女性の割合	20.9%	▶ 25.0%	市民協働課

(2) 環境活動等における男女共同参画の推進

	施策名	概要	担当課
1	環境活動に係る地域リーダーの育成	市民の自主的な環境活動への取組を推進するため、環境活動に係る地域リーダーを育成し、市民の自主的な活動を促進します。	環境課

基本目標Ⅱ 健康で安全・安心な暮らしができるまちづくり

1 あらゆる暴力の根絶【瑞浪市DV防止基本計画】



現状と課題

配偶者等に対する暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。親密な関係にある男女間で振るわれる暴力「ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）」には、身体的暴力のほかに精神的暴力や性的暴力、経済的暴力が含まれています。

市民意識調査によると、「配偶者や恋人に殴られたり、蹴られたり、突き飛ばされたことがある」と回答した人は全体の 7.2%、また「したことがある」と回答した人は 4.4%ありました。（図表 12）近年では、「配偶者間の暴力」だけでなく、特に若い恋人同士の間で起きる「交際相手に対する暴力（以下デートDVという。）」も問題となっています。

DVに関する相談は、岐阜県では令和3（2021）年度中に3,142件あり、そのうち県機関相談件数は1,418件、女性センター件数は1,302件です。（図表 13）瑞浪市（子育て支援課）におけるDV相談件数は、令和2（2020）年度以降 40 件を超えており、相談内容は複雑多様化しているため、さらなる支援体制の充実が必要です。（図表 14）

また、市民意識調査では、男女間における暴力を防止するためには、「被害者が早期に相談できるよう、身近な相談窓口を整備する」「学校・大学で児童・生徒・学生に対し、暴力を防止するための教育を行う」「家庭で保護者が子どもに対し、暴力を防止するための教育を行う」などが必要であるとの結果が出ています。

被害者が相談しやすい体制づくりを進め、被害の潜在化を防止するとともに、被害者の一時保護から自立に向けた支援（生活支援や就労支援など）までの継続的な支援体制を充実させることが必要です。（図表 15）

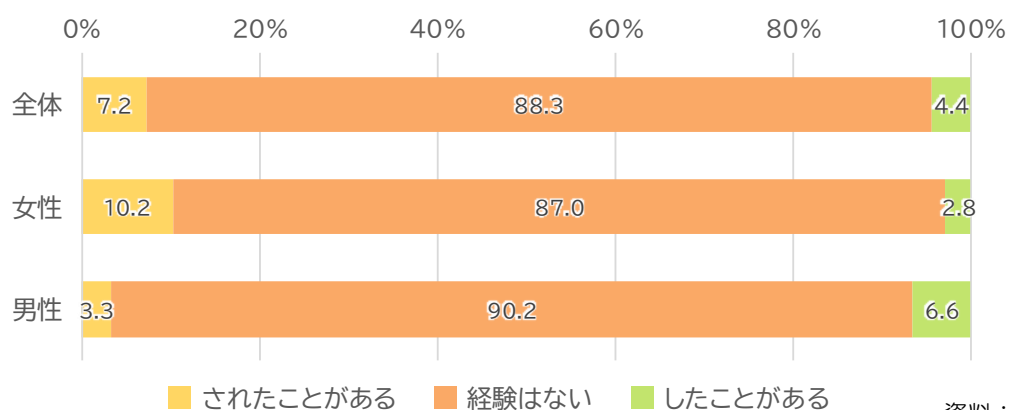
「ドメスティック・バイオレンス（Domestic Violence）」とは？

配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった人から振るわれる身体的・心理的な暴力のこと。暴力には身体的なものだけではなく、精神的なもの（心無い言動等）や性的なもの（嫌がっているのに性的行為を強要する等）を含みます。配偶者暴力防止法においては、被害者を女性には限定していませんが、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性です。

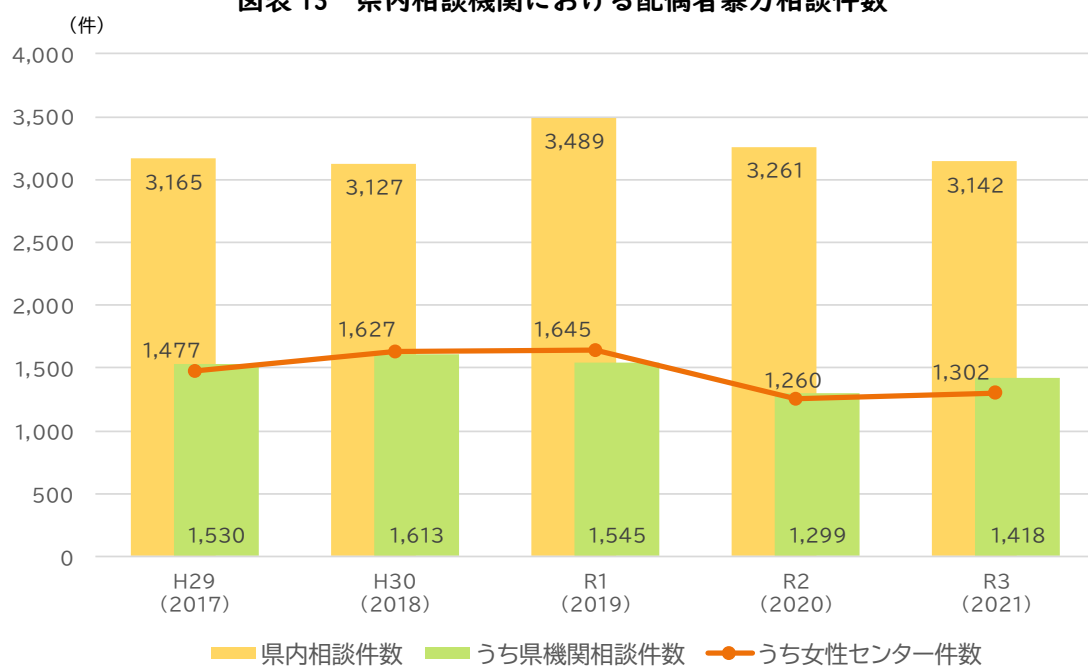
「デートDV」とは？

ドメスティック・バイオレンスの中でも、特に若い恋人同士の間で起きる暴力のこと。

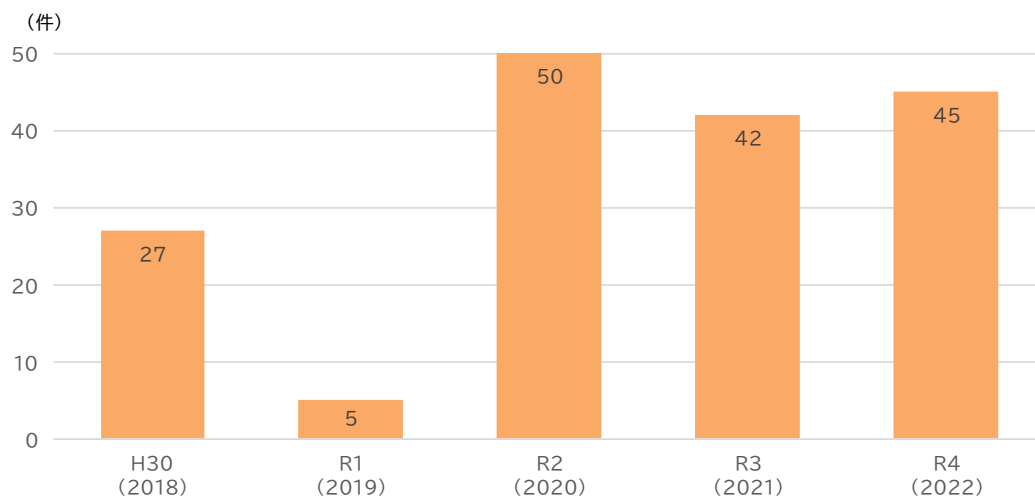
図表 12 配偶者、恋人などに「殴る、蹴る、突き飛ばす」ことをされたり、したりした経験



図表 13 県内相談機関における配偶者暴力相談件数



図表 14 DV相談件数（こども家庭課受付分）



施策の方向性

(1) DV・ハラスメント等の防止・啓発の推進

配偶者等に対する暴力やセクシュアル・ハラスメント等の予防と根絶のため、意識啓発や情報提供、予防啓発などを行うことで、暴力や人権侵害を容認しない社会風土づくりに努めます。また、若年層向けのリーフレット等の活用や、関係機関との連携などにより、若年層のデートDVの予防啓発に努めます。

(2) 安心して相談できる体制の整備

DVに関する相談内容が複雑多様化していることから、相談支援体制の充実に努めます。

(3) 被害者に対する支援機能の充実

DVの被害者が相談しやすい体制づくりを進め、被害者の一時保護から自立に向けた支援（生活支援や就労支援など）までの継続的な支援を行います。

具体的施策と目標指標

(1) DV・ハラスメント等の防止・啓発の推進

	施策名	概要	担当課
1	配偶者等に対する暴力を許さない意識の醸成	パンフレットや市の広報紙による啓発、学習会の開催等により、配偶者等に対する暴力の根絶に向け、市民の意識を高めます。	こども家庭課 市民協働課
2	若年層に対する交際相手間の暴力防止に向けた啓発の推進	若年層向けのリーフレット等を作成し、市内の高校・大学、イベントや各種窓口での配布により、予防啓発を推進します。 配偶者等への暴力防止週間を中心に、女性相談センターなどの関係機関と連携し、若年層に対する予防啓発を推進します。	市民協働課 こども家庭課
3	事業者への啓発の推進	県、労働局、商工会議所等と連携し、事業者にDVや職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等の啓発チラシやパンフレットを配布するなど、DV・ハラスメント等の防止を推進します。	商工観光課
4	市・教職員に対するハラスメント防止の啓発	職場や学校におけるあらゆるハラスメントを防止するため、市・教職員研修を継続的に実施します。 学校における人権侵害（あらゆるハラスメント）防止のため、アンケートの実施及び、職員、管理職研修を実施します。	秘書課 学校教育課

（２）安心して相談できる体制の整備

	施策名	概要	担当課
1	相談窓口の周知	市の広報紙やホームページ等を活用し、相談窓口の周知を図ります。また、相談窓口を掲載した各種リーフレットを活用し、広く周知します。県、労働局、商工会議所等と連携し、労働者への相談窓口の周知を図ります。	こども家庭課 市民協働課 商工観光課
2	関係課及び専門機関との連携強化	被害者からの相談を受けた場合は、民生委員・児童委員等と連携し、速やかに関係する課や専門機関等（県や警察、病院等）に引き継ぎができるよう情報共有や連携強化に努めます。	こども家庭課 市民協働課 商工観光課

目標指標及び目標値

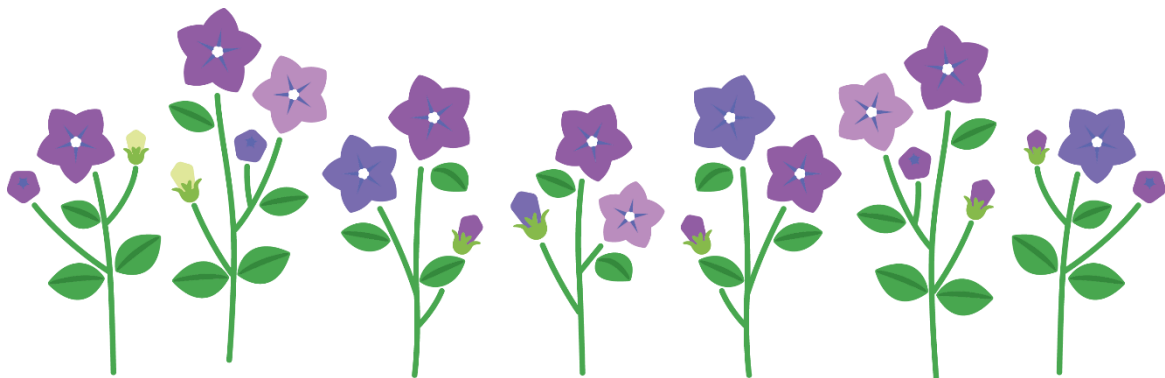
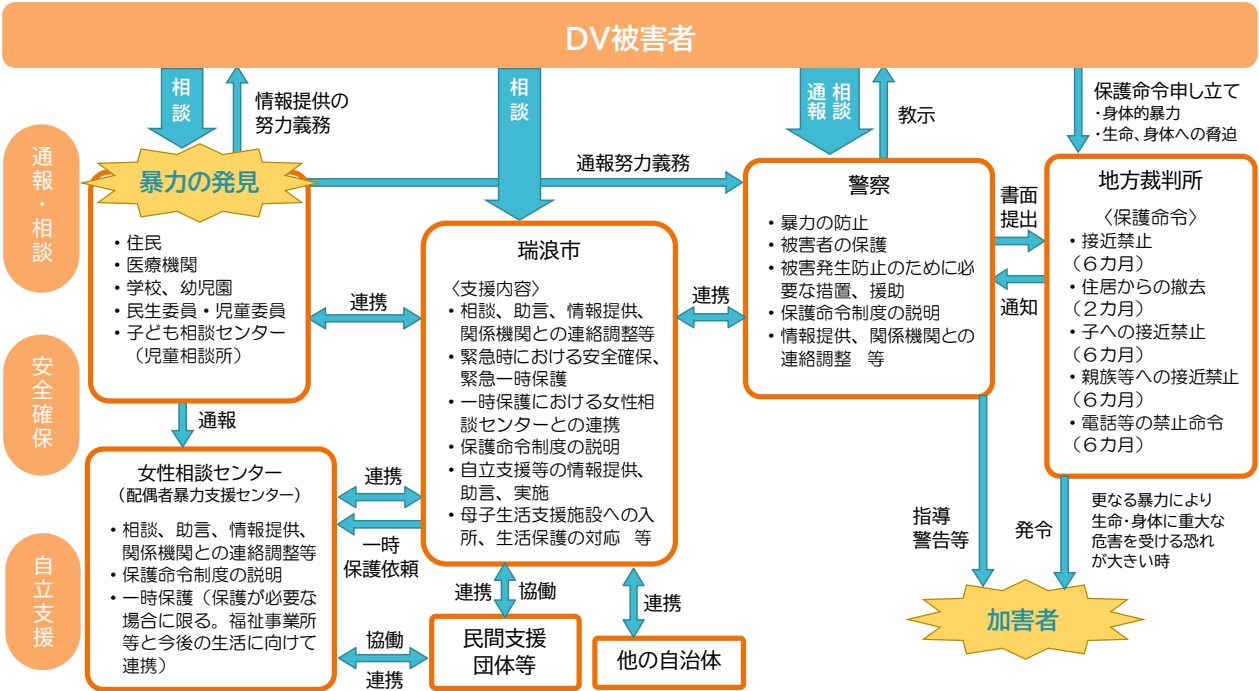
	指標	現状値 令和 4 年度	目標値 令和 15 年度	担当課
1	DVの相談窓口を知っている人の割合（市民意識調査）	83.4%	▶ 90.0%	市民協働課

（３）被害者に対する支援機能の充実

	施策名	概要	担当課
1	DV被害者への支援の充実	DVの内容により、被害者を一時保護し、専門機関等と連携し、生活支援、就労支援等、自立に向けた継続的な支援を行います。	こども家庭課



図表 15 DV被害者への支援体制図



2 生涯を通じた健康づくりの支援

現状と課題



すべての人がその人らしく、生き生きと能力を発揮するためには、心身ともに健康でなければなりません。そのためには男性と女性の双方が互いの身体的な違いを十分に理解し、尊重しあった上で、正確な知識や情報を入手し、主体的に健康管理に取り組むことが大切です。

また、生涯を通じて男性と女性が異なる健康上の問題に直面することに配慮する必要がある、その健康状態に応じて適切に自己管理を行うことができるようにするためには、健康教育、相談体制を確立するとともに、性差医療への理解の推進も必要です。特に女性については、女性特有の検診や妊娠・出産期における母親の健康管理など、人生の各段階に応じた適切な健康づくりが大切です。（図表 16、17）

また、健康づくりには、スポーツや運動による体力づくりも重要です。スポーツや運動には、交友関係の拡大、ストレス解消などの効果も期待できることから、誰もが地域の中で気軽にスポーツを楽しむことができる環境づくりが必要です。

図表 16 市が実施する乳がん検診（人間ドックを含む）の受診率（40 歳～69 歳）

年度	H30(2018)	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)
受診率	27.8%	28.3%	25.8%	25.0%	24.3%

資料：健康づくり課

図表 17 市が実施する子宮頸がん検診（人間ドックを含む）の受診率（20 歳～69 歳）

年度	H30(2018)	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)
受診率	16.4%	15.5%	14.8%	14.3%	14.7%

資料：健康づくり課

施策の方向性

(1) ライフステージに応じた健康づくりの支援

市民一人ひとりが、生涯を通じて、性差や健康状態、年齢に応じて、適切に自己管理ができるように、健康教育や各種健診の実施、また相談体制の充実など、総合的な健康づくりを支援します。

(2) 女性の健康づくりに関する支援の充実

女性が安心して子どもを産み、育てることができ、また生涯を通じて健康的な生活を送るための基盤づくりに努めます。

具体的施策と目標指標

(1) ライフステージに応じた健康づくりの支援

	施策名	概要	担当課
1	健康診査等の受診勧奨と保健指導の実施	20歳代・30歳代健診の受診勧奨、保健指導を行い、生活習慣病の発症や重症化を防ぎます。	健康づくり課
2	がん検診の実施及び受診率の向上	市の広報紙等での啓発、節目年齢者への通知等、受診を促す取組を実施します。	健康づくり課
3	健康相談事業の充実	栄養相談、精神保健相談、健診結果等に関する相談の機会を設け、きめ細やかな対応に努めます。	健康づくり課
4	健康意識を向上させるためのイベント等の開催	健康講座や講演会等を開催します。	健康づくり課
5	健康づくりの機会の充実	スポーツ施設の計画的な整備やスポーツ教室の開催により、幅広い年齢層の市民に健康づくりと交流の機会を提供します。	スポーツ文化課
6	こころの健康づくりの充実	こころの健康に関する正しい知識の普及やゲートキーパーの養成、「こころの体温計」や精神保健相談等の周知、活用を進めます。	健康づくり課

「ゲートキーパー」とは？

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことです。

「こころの体温計」とは？

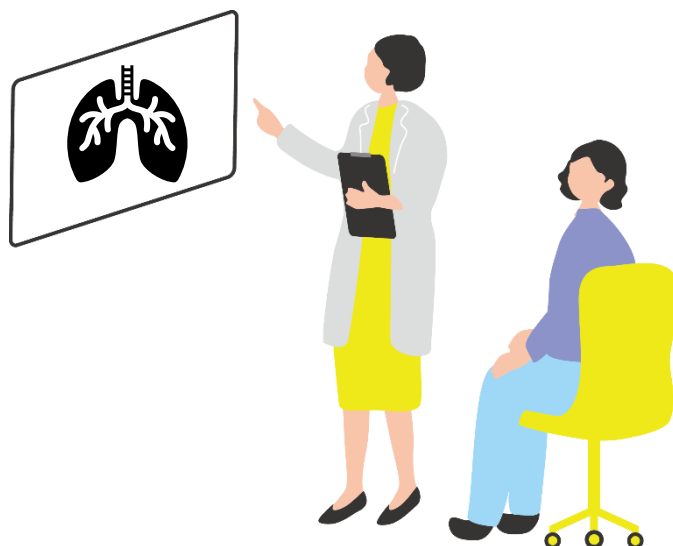
携帯電話やパソコンを利用して、ストレスや落ち込み度を気軽にチェックできるシステムです。瑞浪市のホームページにて利用できます。

(2) 女性の健康づくりに関する支援の充実

	施策名	概要	担当課
1	乳がん・子宮頸がん等がん検診受診の勧奨	乳がん・子宮頸がん検診等女性特有の健康診断の受診を個別通知や市の広報紙、ホームページ等で勧奨していきます。また、特定保健指導等の場を活用し対面でのがん検診の受診勧奨を行います。	健康づくり課
2	受診しやすい検診体制の推進	休日に検診を実施するなど、検診機会を拡充します。オンラインによるがん検診の申し込み等、予約方法を拡充します。	健康づくり課
3	妊娠中の女性の健康支援	母子健康手帳交付時に妊婦健康診査の受診券を交付し、妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減により、安心・安全な妊娠・出産につなげるとともに、ハイリスク妊婦には継続した健康支援を行います。	健康づくり課
4	子育て中の女性の健康支援	子どもの健診時に母親の歯科健診や血液検査を行い、母親の健康意識を高めます。	健康づくり課

目標指標及び目標値

	指標	現状値 令和4年度	目標値 令和15年度	担当課
1	市が実施する乳がん検診（人間ドックを含む）の受診率	24.3%	▶ 60.0%	健康づくり課
2	市が実施する子宮頸がん検診（人間ドックを含む）の受診率	14.7%	▶ 60.0%	健康づくり課



3 防災における男女共同参画の推進

現状と課題



平成 23（2011）年の東日本大震災、平成 28（2016）年の熊本地震、平成 30（2018）年の北海道胆振東部地震など、過去の災害対応の経験から、防災、復旧・復興等の各段階において、男女共同参画の視点を取り入れることの重要性が、広く認識されました。中でも、避難所生活においては、女性専用の更衣室、授乳スペースの確保、女性のみが利用する物資の配布など、女性への配慮が不可欠となります。これまで男性が主に担ってきた防災においては、こういった女性や子育てを含めた多様なニーズに対応できないといった過去の災害時における教訓から、防災、復旧・復興等の各段階において、男女共同参画の視点を取り入れるとともに、それに係る意思決定の場に女性が参画し、リーダーとして活躍することが必要です。

本市では、防災訓練への女性の参加は増加傾向にあるものの、政策・方針決定過程への女性の参画割合は低い水準にあります。（図表 18）防災会議への女性委員の登用促進や女性の消防団員、防災リーダーの育成などにより、女性の意見やニーズを施策等に反映するとともに、女性が地域防災の担い手として活躍することを推進していく必要があります。（図表 19）

図表 18 防災会議委員に占める女性の割合

年度	H30(2018)	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)
委員数	26	30	30	30	30
うち女性委員	2	2	2	2	2
女性の割合	7.7%	6.7%	6.7%	6.7%	6.7%

資料：危機管理課

図表 19 防災リーダー養成講座に占める女性の割合

年度	H30(2018)	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)
委員数	15	29	16	18	17
うち女性委員	3	5	6	7	7
女性の割合	20.0%	17.2%	37.5%	38.9%	41.2%

資料：危機管理課

「防災リーダー養成講座」とは？

災害に対する正しい知識と技能を身につけ、地域の防災活動等でリーダーとして活動する人材を養成するため、平成 24 年度からスタートした瑞浪市独自の講座です。

施策の方向性

(1) 防災活動等における男女共同参画の推進

日頃からの男女共同参画の推進が、防災や減災、復興を円滑に進めていくためにも大変重要であることから、女性が地域防災の担い手として活躍できるよう、防災会議への女性委員の登用促進や女性の消防団員の入団促進、防災リーダーの育成などに努めます。

(2) 万が一に備えた対応力の強化

女性、子ども、高齢者など、地域における生活者の多様な視点を防災・減災対策に反映させ、地域の防災力の向上を図ります。

具体的施策と目標指標

(1) 防災活動等における男女共同参画の推進

	施策名	概要	担当課
1	防災会議における女性委員の登用	防災会議委員に女性を登用し、女性の意見を防災計画や防災体制等に取り入れます。	危機管理課
2	自主防災組織への女性の加入推進	地域の防災活動に女性の視点を反映するとともに、災害時に女性が活躍できるよう、自主防災組織への加入を推進します。	危機管理課
3	女性消防団員の入団促進	女性の視点を取り入れた消防団活動をPRし、女性が消防団に入団しやすい環境を作り、消防団全体の活性化と地域の防災力向上を図ります。	警防課
4	女性防災リーダーの育成	防災リーダー養成講座（防災士資格取得可能）を開催し、自治会、まちづくり推進組織、女性団体など、広く女性の参加を呼びかけます。また、育成した女性防災リーダーが地域防災の担い手として活躍できるよう、その活動を支援します。	危機管理課

目標指標及び目標値

	指標	現状値 令和4年度	目標値 令和15年度	担当課
1	防災会議委員に占める女性の割合	6.7%	30.0%	危機管理課
2	女性の瑞浪市防災リーダー認定数 (累計)	54人	100人	危機管理課

(2) 万が一に備えた対応力の強化

	施策名	概要	担当課
1	防災訓練及び研修等への参加促進	女性が地域防災の担い手として活躍できるよう、地域で行われる防災訓練への女性の参加について、働きかけます。	危機管理課
2	男女共同参画の視点からの避難所運営	防犯ブザー、防犯ライト、授乳用・着替え用などのパーテーション（間仕切り）や生活物資（生理用品等）など、避難所の資機材や備蓄品の整備を行います。また、女性等の視点を踏まえた避難所運営のための訓練を行います。	危機管理課



基本目標Ⅲ すべての人の人権が尊重されるまちづくり

1 男女共同参画の実現に向けた理解の促進

現状と課題



男女共同参画社会とは、すべての人が性別に関係なく互いの人権を尊重し、あらゆる場面で個性や能力を発揮し、活躍することができる社会です。

しかし、市民意識調査によると、8つの分野のうち、「学校教育の場」を除く7つの分野において多くの方が「男性が優遇されている」と感じています。（図表 20）

「社会全体で男性が優遇されている」と感じる理由としては、「男女の役割分担についての社会通念・慣習・しきたりなどが根強いから」と回答した人が7割以上にのぼることから、「男だから」「女だから」という「固定的な性別役割分担意識」が、男女の不平等感を生む大きな要因の一つとなっていることが分かります。（図表 21）

長年にわたり培われた社会通念や慣習、しきたりを改善することは、容易ではありません。平成 14（2002）年から平成 24（2012）年までは男女の不平等感は一貫して改善傾向にあったものの、平成 29（2017）年以降は「男性が優遇されている」と感じている人の割合が再び多くなってきています。（図表 22）

今後も市民一人ひとりに人権尊重、男女平等に関する啓発を継続し、子どものころからの男女平等教育の充実など、地道な取組が必要です。

また、男女共同参画の視点に立ち、性的指向や性自認（ジェンダーアイデンティティ）を理由に差別が行われることのないよう、岐阜県パートナーシップ宣誓制度の活用、性的マイノリティ（LGBT等）についての正しい知識の普及や性の多様性の理解に向けた啓発等が必要です。

「性的指向」とは？

恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいいます。

「性自認（ジェンダーアイデンティティ）」とは？

自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいいます。

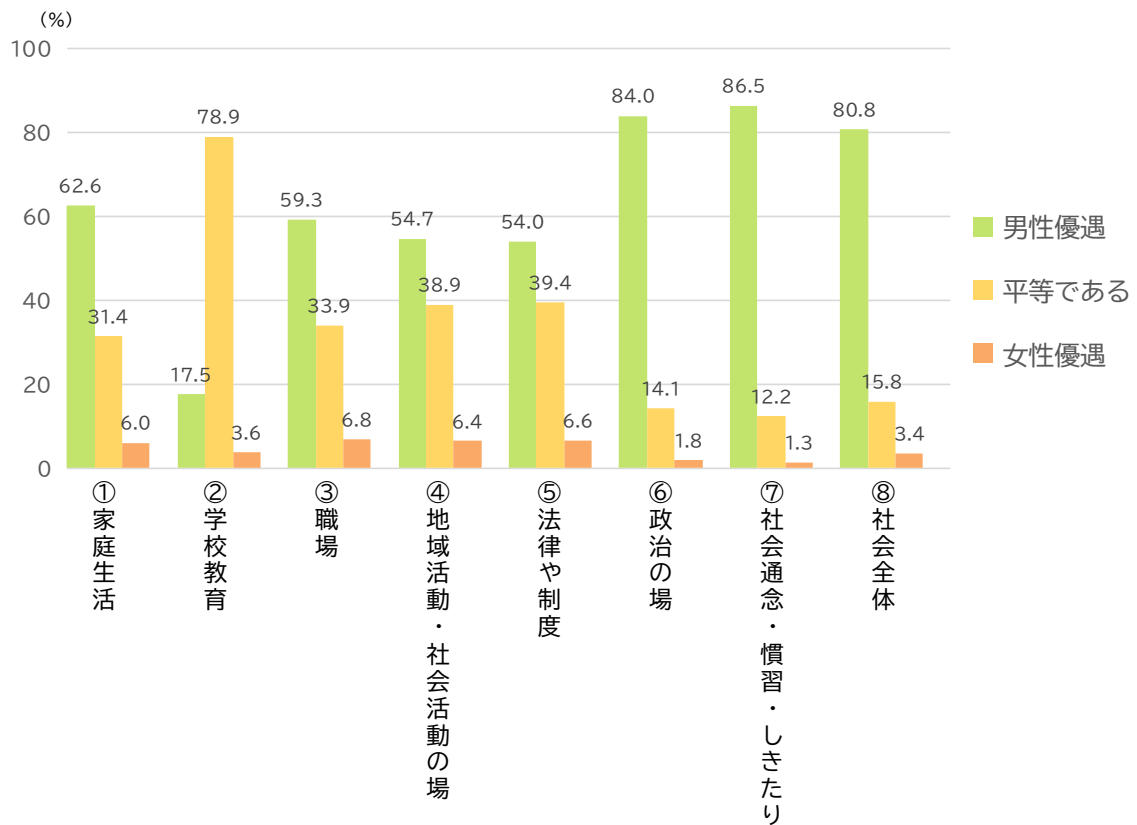
「岐阜県パートナーシップ宣誓制度」とは？

「お互いの人生において、相互に協力して継続的に生活を共にすることを約束した二者」の関係にある二人が、岐阜県知事に対して宣誓し、岐阜県から宣誓者へ「受領証」を交付する制度。

「性的マイノリティ（LGBT等）」とは？

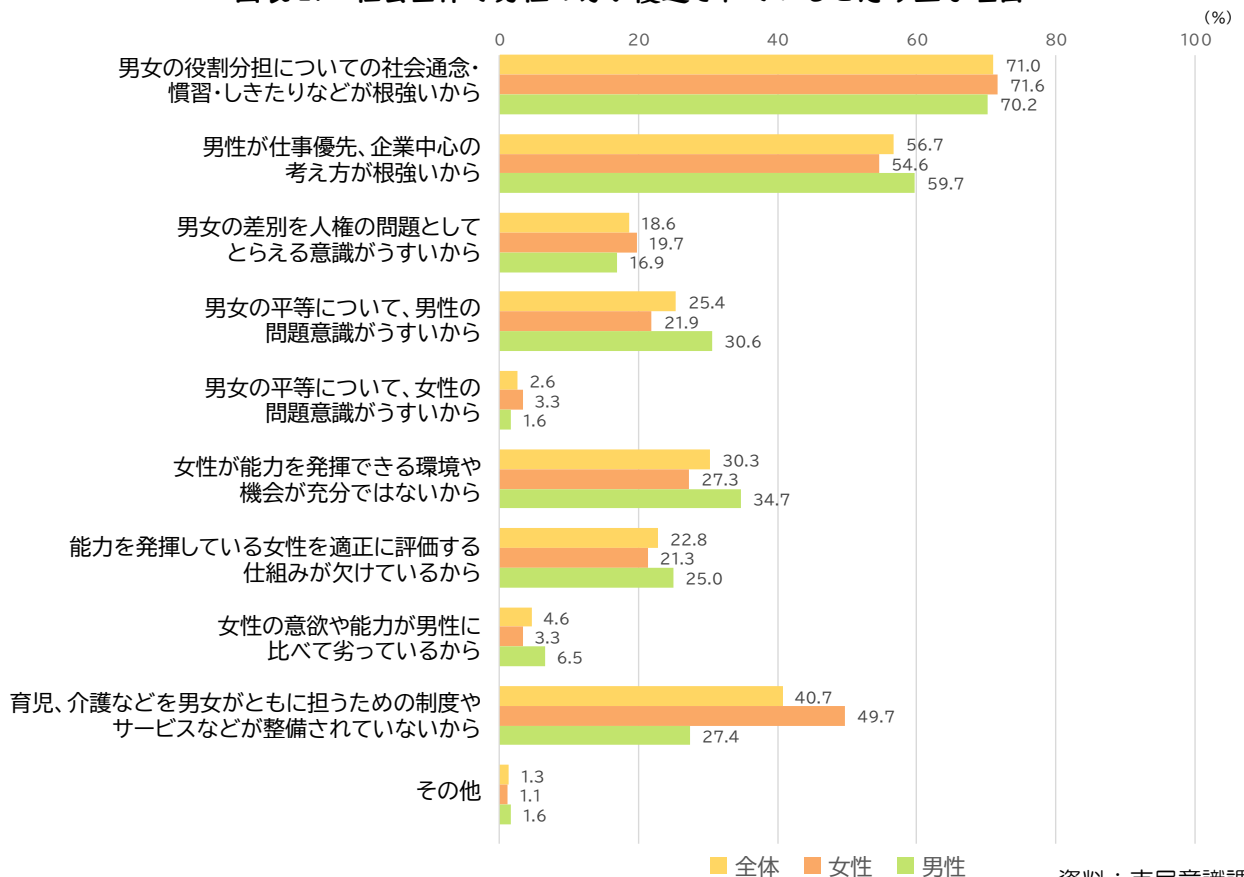
性のあり方が多数派と異なる人。性的少数者、セクシュアルマイノリティともいいます。LGBTとは、代表的な性的マイノリティのレズビアン（Lesbian：同性を恋愛や性愛の対象とする女性）、ゲイ（Gay：同性を恋愛や性愛の対象とする男性）、バイセクシュアル（Bisexual：同性も異性も恋愛や性愛の対象とする人）、トランスジェンダー（Transgender：出生時の戸籍上の性とは異なる性自認を有する人）の頭文字をとって組み合わせた言葉で、性的マイノリティを表す言葉の一つとして使われることもあります。

図表 20 男女平等に対する意識調査



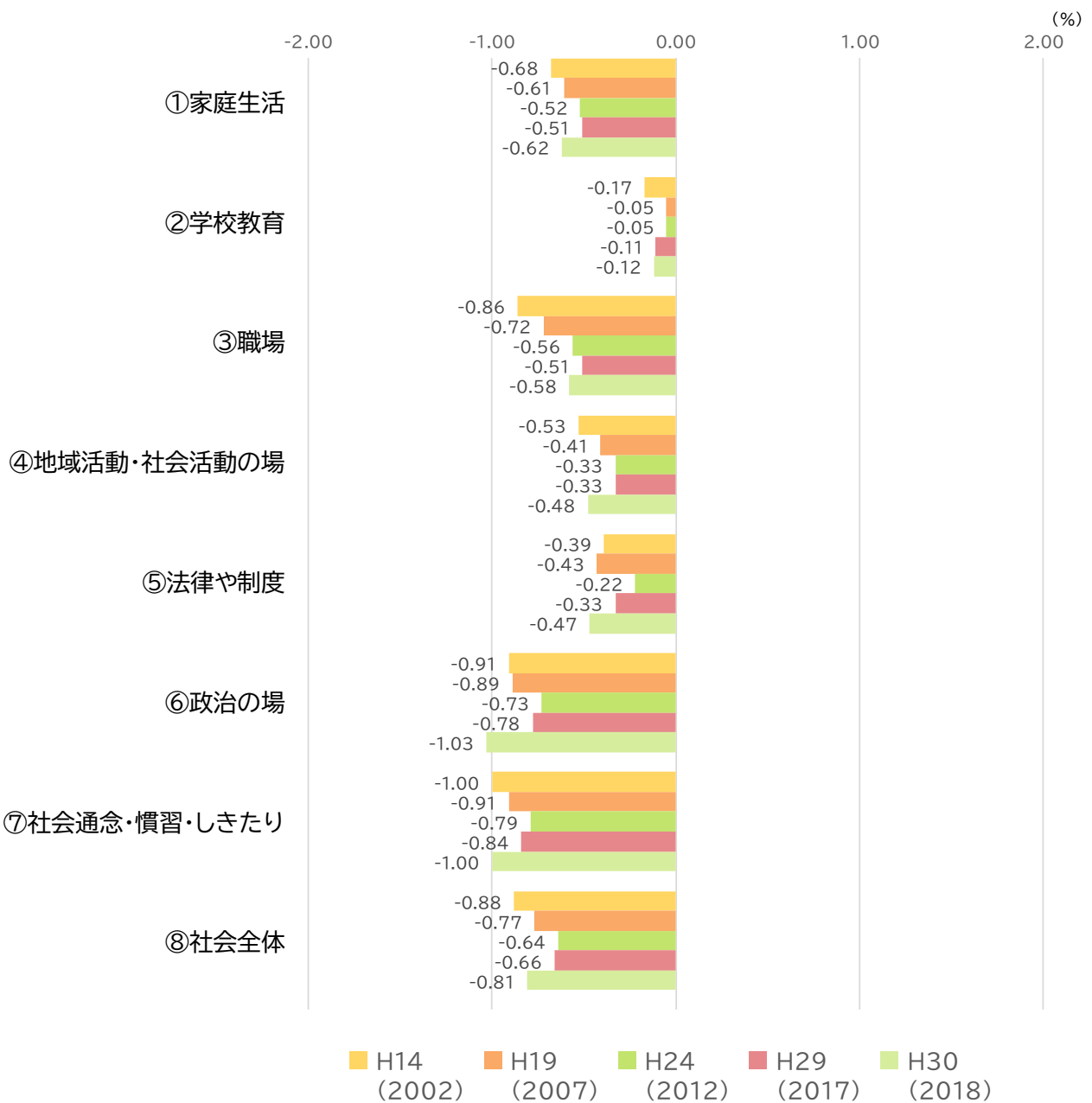
資料：市民意識調査

図表 21 社会全体で男性の方が優遇されていると思う主な理由



資料：市民意識調査

図表 22 男女平等意識の推移



資料：市民意識調査

〈表の見方〉

市民意識調査の回答を以下の基準に換算して、設問ごとに平均点を出してあります。点数が0に近づくほど、「男女平等である」と感じている人が多く、点数が低いほど「男性が優遇されている」と感じている人が多いことを表しています。

評価点基準	男性が非常に優遇されている	どちらかといえば男性が優遇されている	平等である	どちらかといえば女性が優遇されている	女性が非常に優遇されている
点数	-2	-1	0	2	1

施策の方向性

(1) 男女共同参画に関する意識の普及・啓発

男女共同参画意識を根付かせるために、市民一人ひとりに人権尊重、男女平等に関する啓発を継続して行うこと、また子どもたちからの男女平等教育の充実など、男女共同参画に関する意識の普及・啓発に努めます。

(2) 男女共同参画に関する情報収集・情報提供

あらゆる施策に男女共同参画の視点を反映させるために、市民の意識や男女を取り巻く状況を定期的に把握するとともに、男女共同参画に関する情報の収集に努めます。

また、関係各課等と連携しながら、男女共同参画の啓発及び取組に関して積極的な情報発信を行います。

具体的施策と目標指標

(1) 男女共同参画に関する意識の普及・啓発

	施策名	概要	担当課
1	男女共同参画に関する意識の向上に向けた啓発	市の広報紙やホームページ、各種リーフレット等による啓発を行い、男女がともに自らの意志によって、社会のあらゆる分野における活動に参画できる環境づくりに努めます。	市民協働課
2	男女共同参画社会推進会議活動の充実	各地区代表者が中心となり、講演会や学習会等の企画、開催等を通じて啓発活動を行い、男女共同参画を推進します。	市民協働課
3	男女共同参画プラン推進会議（P.75 瑞浪市男女共同参画プラン推進会議設置要綱参照。）による進捗管理	本プランの進捗を管理し、施策の効果を毎年度検証します。	市民協働課

(2) 男女共同参画に関する情報収集・情報提供

	施策名	概要	担当課
1	男女共同参画に関する情報収集	国や県の施策等に関する情報収集に努めます。 瑞浪市民の意識と現状を把握するため、市民意識調査を定期的（5年ごと）に実施します。 また、若者の意識や企業の現状を把握するため、学生及び企業アンケートを実施します。	市民協働課 商工観光課
2	男女共同参画に関する情報の発信	男女共同参画の視点に立ち関係各課等と連携しながら、多様なツールを活用し、男女共同参画の啓発及び取組に関して積極的な情報発信を行います。また、市内で活躍する女性を市のホームページで紹介する等、関係機関と連携を図り情報発信を行います。	市民協働課 シティプロモーション課 生涯学習課

目標指標及び目標値

	指標	現状値 令和4年度	目標値 令和15年度	担当課
1	社会全体について、男女が平等だと感じている人の割合 (市民意識調査)	13.9%	▶ 30.0%	市民協働課



2 男女共同参画の実現に向けた教育の推進



施策の方向性

(1) 人権尊重、男女平等の視点に立った教育の推進

市民意識調査によると、「社会全体」を含む8つの分野のうち、「学校教育の場」が最も「男女が平等に近い」と考えられています。男女共同参画意識を根付かせるため、子どものころからの人権尊重、男女平等の視点に立った教育を推進します。

また、いまだに生活の中に根強く残る、男女の固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発等を行います。

(2) 多様性を認め合える学習機会の充実

性的指向や性自認（ジェンダーアイデンティティ）を理由に差別が行われることのないよう、岐阜県パートナーシップ宣誓制度の活用も含め、性的マイノリティ（LGBT 等）についての正しい知識の普及や性の多様性の理解に向けた啓発等を行います。

具体的施策と目標指標

(1) 人権尊重、男女平等の視点に立った教育の推進

	施策名	概要	担当課
1	性別にとらわれない進路学習（キャリア教育）の推進	キャリア・パスポートを活用し、性別にとらわれず、個性や適性に応じた職業選択が出来ることを指導します。	学校教育課 教育研究所
2	総合的な学習の時間等の充実	地域や家庭と連携協働し、各学校の総合的な学習の時間において、体験学習や、人権に関する学習に取り組みます。誰にでも見やすく、理解しやすいユニバーサルデザインの視点に沿った教材を活用した授業を進めます。	学校教育課 教育研究所
3	学校における人権意識に基づいた性教育の推進	保健体育及び道徳の学習で、発達段階に即した性教育を進めます。また、授業等で性別に関係なく互いの個性を尊重し合う態度の育成を図ります。	学校教育課 教育研究所
4	保護者への啓発	保護者懇談会、PTA の家庭教育学級や通信等で家庭における男女平等の理念を伝えていきます。	学校教育課 教育研究所
5	教職員に対する男女平等・人権教育研修の実施	教職員の人権意識を高めるために、管理職が中心となり、年間計画の中に位置づけた研修を充実させていきます。	学校教育課 教育研究所
6	慣習・しきたりの見直しと意識の改革に向けた取組	家庭、地域、職場などにおける固定的な性別役割分担意識の見直しと解消に向け、市民向け講演会や学習会等を開催し、啓発を行います。	市民協働課

目標指標及び目標値

	指標	現状値 令和 4 年度	目標値 令和 15 年度	担当課
1	社会通念・慣習・しきたりについて、男女が平等だと感じている人の割合（市民意識調査）	10.9%	▶ 25.0%	市民協働課

（２）多様性を認め合える学習機会の充実

	施策名	概要	担当課
1	性的マイノリティに対する理解の推進	性の多様性について正しい知識を持てるよう、市民向け講演会等を開催し、学習機会の充実を図ります。	市民協働課
2	パートナーシップ制度の理解促進	岐阜県パートナーシップ宣誓制度を活用するとともに、制度を利用しやすい機運をつくるため、さまざまな学習機会を通して、パートナーシップ制度の理解を促進します。	市民協働課



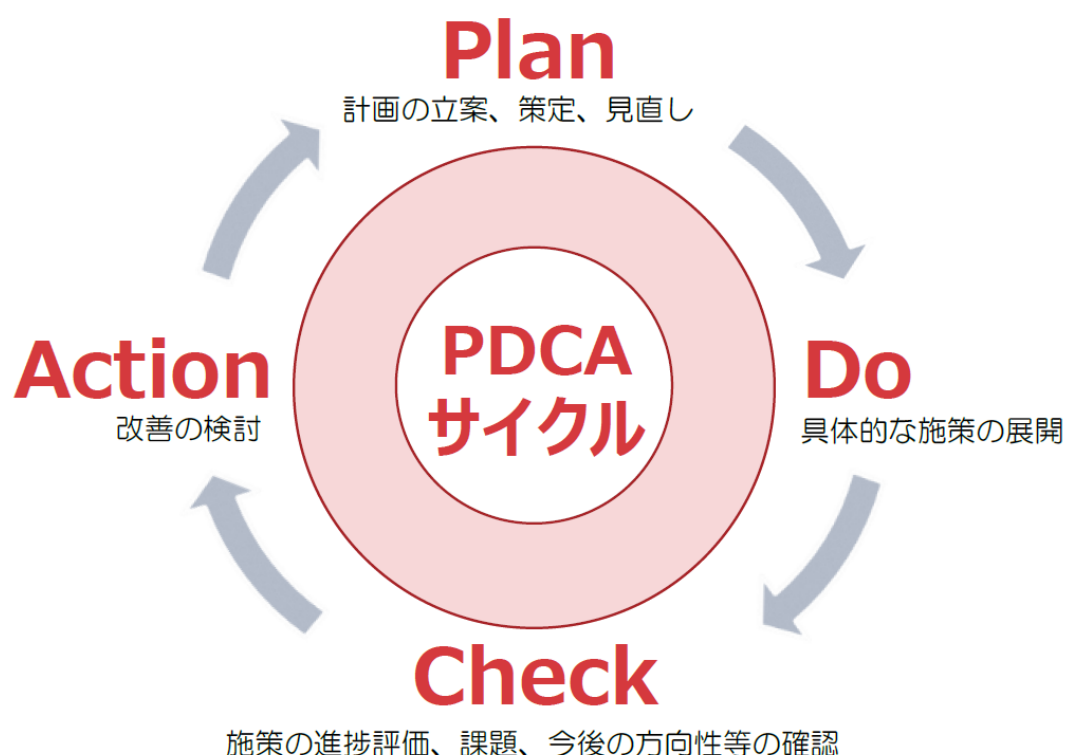
第5章

プランの推進

第5章 プランの推進

1. プランの進行管理

本プランの施策を効率的かつ効果的に実施していくため、プランに基づく各施策の進捗状況を定期的に評価・検証し、次年度以降の施策の推進に反映します。また、「計画（Plan）」「実行（Do）」「調査・評価（Check）」「改善（Action）」【PDCAサイクル】のなかで、市民・事業者などの参画促進により、施策・事業の実効性を高めていきます。



2. プランの推進体制

プランをより効果的に進めていくためには、市民一人ひとりの取組や協力が重要となります。より多くの市民に対して、本プランの周知に努めるとともに、行政、市民、事業者が連携・協働して、男女共同参画社会の実現に向けて取組を推進します。

(1) 庁内推進体制

施策の内容や進捗状況などの定期的な評価・見直しを行い、その結果を市民に公表します。

(2) 市民、事業者、関係機関等との連携・協働

市民、事業者等と連携・協働のもと取組を推進します。また、国、県、他市町、教育機関等との連携を強化し、情報交換等を積極的に行います。

資料

1. アンケート調査実施概要

調査の目的

本調査は、市民の男女共同参画に関する意識と実態を把握し、「第3次みずなみ男女共同参画プラン」（計画期間 10 年：令和6～15 年度）の策定と今後の男女共同参画社会の推進のための施策実施の基礎資料とするために実施しました。

調査対象及び調査方法

調査対象	瑞浪市内に居住する満 18 歳以上 75 歳未満の男女
調査数	1,000
抽出方法	年齢層別無作為抽出
調査期間	令和4年8月 10 日～9月7日

調査票の回収数

配布数	1,000
有効回収数	443
有効回収率	44.3%

設問構成

- | | |
|--------------------|------------------------|
| 1) 男女平等に関する意識について | 6) 介護について |
| 2) 家庭生活・結婚・家庭観について | 7) 人権について |
| 3) 生活の中での優先度について | 8) 性的マイノリティについて |
| 4) 女性の働き方について | 9) 防災の分野について |
| 5) 地域活動・社会活動について | 10) 男女共同参画社会に関する施策について |

集計方法

- ・本文に掲載したグラフ・表中の「n」はアンケートの回収数を示しています。
- ・比率はすべて百分率（％）で表し、小数点第2位を四捨五入して算出しています。従って、合計が 100.0%にならない場合もあります。
- ・複数回答の場合、回答の合計比率が 100.0%を超える場合があります。

2. 関係法令

男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日法律第78号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推

進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案

及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社

会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1） 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

（2） 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関す

る施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

（設置）

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

(3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもつ

て組織する。

（議長）

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

（1） 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

（2） 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成13年4月13日法律第31号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

(定義)

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等（基本方針）

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

(3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- （1） 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- （2） 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- （3） その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる

業務を行うものとする。

- （1） 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- （2） 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- （3） 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条、第8条の3及び第9条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- （4） 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- （5） 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- （6） 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であ

った者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第8条の2 警視總監若しくは道府県警察本部長

（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第8条の3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

（保護命令）

第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身

体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- (1) 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- (2) 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体

に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- (1) 面会を要求すること。
- (2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (3) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- (4) 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- (5) 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- (6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- (7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (8) その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立

てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- （1） 申立人の住所又は居所の所在地
- （2） 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- （1） 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- （2） 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時のにおける事情
- （3） 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時のにおける事情
- （4） 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時のにおける事情
- （5） 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項につ

いて相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第5号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条ノ2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第1項第5号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定

により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消の原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間

は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第10条第1項第1号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第10条第1項第1号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第2号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

（第18条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て）

第18条 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りで

ない。

（法務事務官による宣誓認証）

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成8年法律第109号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者

の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- （1） 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- （2） 第3条第3項第3号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
- （3） 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- （4） 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

- （1） 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの
- （2） 市が前条第2項の規定により支弁した

費用

第5章の2 補則

(この法律の準用)

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者（第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第1項から第4項まで、第11条第2項第2号、第12条第1項第1号から第4号まで及び第18条第1項	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手
第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻	第28条の2に規定する関係を解消した場合

	が取り消された場合	
--	-----------	--

第6章 罰則

第29条 保護命令（前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項（第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附則抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第7条、第9条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成27年9月4日号外法律第64号)

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する

事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第5条第1項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

(基本方針)

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 女性の職業生活における活躍の推進に

関する基本的な方向

(2) 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

(3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第19条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

(1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

(3) その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が100人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 計画期間

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目

標

(3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が100人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一

般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第14条第1項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

- (1) 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- (2) この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- (3) 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第12条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活におけ

る活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条の2に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第29条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（特例認定一般事業主の特例等）

第13条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第8条第1項及び第7項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも1回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

（特例認定一般事業主の表示等）

第14条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第10条第2項の規定は、前項の表示について準用する。

（特例認定一般事業主の認定の取消し）

第15条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第12条の認定を取り消すことができる。

- （1） 第11条の規定により第9条の認定を取り消すとき。
- （2） 第12条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- （3） 第13条第2項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- （4） 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

- （5） 不正の手段により第12条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第16条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和22年法律第141号）第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第4項、第5条の4第1項及び第2

項、第5条の5、第39条、第41条第2項、第42条、第48条の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第36条第2項及び第42条の2の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の2中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第17条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第18条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規

定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第19条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- （1） 計画期間
- （2） 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- （3） 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定め

なければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第20条 第8条第1項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が300人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- （1） その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- （2） その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第8条第1項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、

又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第1項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第21条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- （1） その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- （2） その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第22条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財上政の措置等）

第23条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）

第24条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

（啓発活動）

第25条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第26条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）

第27条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第22条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に

有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第22条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

（1） 一般事業主の団体又はその連合団体

（2） 学識経験者

（3） その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第28条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第29条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則**（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）**

第30条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第7項に規定する一般

事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第31条 厚生労働大臣は、第20条第1項若しくは第2項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第8条第1項に規定する一般事業主又は第20条第3項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第8条第7項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第32条 第8条、第9条、第11条、第12条、第15条、第16条、第30条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第33条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第34条 第16条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第22条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者

(2) 第28条の規定に違反して秘密を漏らした者

第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

(1) 第16条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

(2) 第16条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者

(3) 第16条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第10条第2項(第14条第2項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

(2) 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(3) 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(4) 第16条第5項において準用する職業安定法第51条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者

第38条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第34条、第36条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第39条 第30条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附則抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章(第7条を除く。)、第5章(第28条を除く。)及び第6章(第30条を除く。)の規定並びに附則第6条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

瑞浪市男女共同参画プラン推進会議設置要綱

(平成15年4月25日訓令乙第5号)

(設置)

第1条 本市における男女共同参画社会の実現に関する施策を円滑かつ総合的に推進するため、瑞浪市男女共同参画プラン推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画プランの策定と推進に関すること。
- (2) 男女共同参画プランの策定と推進のため、関係部課間の調整に関すること。
- (3) その他会長が必要と認める事項。

(組織)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

2 会長は、市長の職にあるものとし、推進会議を統括する。

3 副会長は、副市長の職にあるものとし、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代理する。

4 委員は、教育長、理事、部長、会計管理者、教育委員会事務局長、議会事務局長、消防長、参事及び部次長の職にあるものとする。

(会議)

第4条 推進会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が指名する者が議長となる。

(事務局)

第5条 推進会議の庶務は、市民協働課において行う。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附則抄

この要綱は、平成15年5月1日から施行する。

瑞浪市男女共同参画審議会規則

(平成28年12月26日規則第46号)

(趣旨)

第1条 この規則は、瑞浪市附属機関設置条例(平成28年条例第23号)第3条の規定により、瑞浪市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会の委員(以下「委員」という。)は、15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 公募による市民
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、みずなみ男女共同参画プランの策定に関する審議が終了した日までとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長を務める。ただし、委員委嘱後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(報告)

第6条 会長は、必要に応じ審議の結果を市長に報告する。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市民協働課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮ってこれを定める。

附則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

瑞浪市男女共同参画社会推進会議要綱

(平成29年3月27日告示29号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における男女共同参画プランの推進について専門的な見地及び市民の立場から幅広く意見又は助言を求めるため、瑞浪市男女共同参画社会推進会議（以下「推進会議」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 市長が推進会議において、意見又は助言を求める事項は次に掲げるものとする。

- (1) 男女共同参画プランの推進に関すること。
- (2) 男女共同参画社会推進に伴う意識の改革、イベント等の企画及び開催に関すること。
- (3) 地域における各種団体等との連携及び調整に関すること。
- (4) その他市長が必要と認めること。

(参加者)

第3条 推進会議の参加者は、地域の代表及び男女共同参画について優れた見識を有する者のうちから市長が依頼する。

2 前項の場合において、市長は、原則として同一の者に第5条に規定する開催期間継続して推進会議への参加を依頼するものとする。

(運営)

第4条 推進会議の参加者は、その互選により推進会議の会議（以下この条において「会議」という。）を進行する座長を定める。

2 市長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(開催期間)

第5条 推進会議の開催期間は、2年間を目途とする。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、市民協働課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

3. 瑞浪市男女共同参画審議会委員名簿

任期：令和5年3月27日～令和6年3月31日(敬称略)

氏名	選出区分	
渋谷 典子	特定非営利活動法人 参画プラネット代表理事 (瑞浪市男女共同参画社会推進会議 座長)	委員長
浅沼 克郎	瑞浪市男女共同参画社会推進会議	副委員長
野田 順子	瑞浪市男女共同参画社会推進会議	
北原 譲介	人権擁護委員	
渡邊 喜美代	人権擁護委員	
河北 卓也	瑞浪市PTA連合会	
山口 樹里亜	瑞浪市PTA連合会(子育て委員)	
安藤 昇	瑞浪市連合自治会	
本荘 恵子	瑞浪商工会議所	
山内 令子	瑞浪市民生委員・児童委員協議会	
小栗 美智子	瑞浪市ボランティア連絡協議会	
有賀 雅美	小中学校教員(陶小学校 校長)	
坂井 宗明	まちづくり推進協議会連絡会	
足立 美樹	公募	
有賀 政光	公募	

4. 諮問・答申

瑞 生 第 6 1 9 号
令和5年3月27日

諮 問 書

瑞浪市男女共同参画審議会会長 様

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市附属機関設置条例第2条別表中、瑞浪市男女共同参画審議会にかかる規定により、
下記のとおり諮問します。

記

第3次みずなみ男女共同参画プランの策定について・・・別紙

第3次みずなみ男女共同参画プランの策定について（諮問）

本市では、平成26年度から令和5年度までを計画期間とする第2次みずなみ男女共同参画プランを策定し、「男性、女性問わず全ての個人が、喜びも責任も分かち合い、その能力・個性を発揮することができる社会」の実現を目指して、様々な施策を展開してまいりました。平成30年度には、それまでの取り組みへの課題や新たな課題を洗い出し、現行プランの見直しを行いました。

見直し後の後期5年間のプランには、本計画に瑞浪市女性活躍推進計画及び瑞浪市DV防止基本計画を位置付け、女性活躍の推進や、暴力の根絶に取り組んでいるところです。また、性の多様性に関する理解の促進についての施策も新たに盛り込んでいます。

しかしながら、国において令和2年に策定された「第5次男女共同参画基本計画」及び岐阜県が令和4年に中間見直しを行った「岐阜県男女共同参画計画（第4次）」にもあるように、近年の新型コロナウイルス感染症拡大による、女性の就業や配偶者等からの暴力等の問題が顕在化しており、さらなる取り組みが求められています。

国連サミットにおいて採択された、持続可能な開発目標（SDGs）のひとつでもある「ジェンダー平等」も踏まえ、家庭・地域・職場・市が一体となり、すべての個人が、互いを尊重し、多様な生き方を選択・実現できる男女共同参画社会に向けて、第3次みずなみ男女共同参画プランを策定することといたしました。

つきましては、第3次みずなみ男女共同参画プランについて、瑞浪市附属機関設置条例第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

令和6年2月6日

瑞浪市長 水 野 光 二 様

瑞浪市男女共同参画審議会
会 長 渋谷典子

第3次みずなみ男女共同参画プランの策定について（答申）

令和5年3月27日付け、瑞生第619号で諮問のありました標記の件について、本審議会で慎重に審議しました結果、別冊のとおり取りまとめたので答申します。

プランの推進に当たっては、審議会の審議過程で出された意見や、策定期間中に寄せられた市民意見を十分に考慮するとともに、施策の実現に向けて最善の努力をされるよう要望します。

答 申

1. 第3次みずなみ男女共同参画プランの審議会案について

別添「第3次みずなみ男女共同参画プラン（案）」のとおり

2. プランの推進に際しての留意事項

- (1) 現行のプランの総括を行い、継続すべき施策等を把握したうえで、社会情勢の変化や男女共同参画を取り巻く現状を捉え、プラン案に反映させました。今後の事業展開に際し、各部署が充実した施策に取り組むよう要望します。
- (2) 喫緊の課題である「介護を支援する環境の整備」や、これからの男女共同参画意識の醸成に向けて重要な施策となると考えられる「自治会・まちづくり推進組織における女性役員の登用促進」、「若者の社会参画の推進」、「防災における男女共同参画の推進」など、瑞浪市ならではの課題に対する施策が重点的に行われていくことを望みます。
- (3) 現行プランから施策や数値指標をより重点化し、見やすく分かりやすいプラン案となるよう心がけました。一人でも多くの市民がプランの趣旨を理解し、すべての個人が、喜びも責任も分かち合い、その能力・個性を十分に発揮することができる社会を実現するため、このプランが広く周知されることを望みます。

5. 第3次みずなみ男女共同参画プラン策定までの経緯

実施日	事項
令和4年7月19日	第1回 男女共同参画プラン推進会議 ・策定方針及び策定スケジュール(案)、市民意識調査の説明
8月10日 ～9月7日	「男女共同参画に関する市民意識調査」の実施 ・市民意識調査の実施、12月報告書完成
令和5年3月3日	第2回 男女共同参画プラン推進会議 ・現行プランの事業評価、市民意識調査の結果報告
3月27日	第1回 男女共同参画審議会 ・委嘱式、諮問、第3次プランの策定に向けて
7月11日	第3回 男女共同参画プラン推進会議 ・全体構成及びプランの基本的な考え方(案)、策定スケジュールの説明
7月24日	第2回 男女共同参画審議会 ・全体構成及びプランの基本的な考え方(案)の審議
8月16日	第4回 男女共同参画プラン推進会議 ・進捗報告(令和4年度実績・令和5年度計画)
10月3日	第5回 男女共同参画プラン推進会議 ・プラン(案)の説明
10月18日	第3回 男女共同参画審議会 ・プラン(案)の審議
11月17日	庁議 ・パブリックコメント(案)実施説明
11月21日	全員協議会 ・パブリックコメント実施案内
11月28日 ～12月27日	パブリックコメントの実施
令和6年1月24日	第4回 男女共同参画審議会 ・パブリックコメント結果報告、答申(案)の審議
2月6日	男女共同参画審議会(会長・副会長) ・答申
2月16日	庁議 ・パブリックコメント結果報告
2月22日	第3次みずなみ男女共同参画プラン決定

6. 男女共同参画に関する国内外の主な動き

年	世界	国	岐阜県	瑞浪市
1975 (昭和50)	国際婦人年世界会議	婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進会議		
1976 (昭和51)	国連婦人の10年(～85年)	「教職員等の育児休業法」施行		
1977 (昭和52)		「国内行動計画」策定	婦人問題担当窓口設置 婦人問題連絡会議設置	
1979 (昭和54)	「女子差別撤廃条約」採択		第1期婦人問題懇話会設置	
1981 (昭和56)	「女子差別撤廃条約」発効	「国内行動計画後期重点目標」策定	「婦人の地位と福祉の向上に関する提言」の提出	
1984 (昭和59)		「国籍法及び戸籍法」改正 (父母両系主義の採用、配偶者の帰化条件の男女同一化) 〔施行1985〕		
1985 (昭和60)	国連婦人の10年最終年 世界会議「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	「男女雇用機会均等法」成立 〔施行1986〕 「女子差別撤廃条約」批准		
1986 (昭和61)			「岐阜県婦人行動計画」策定	
1987 (昭和62)		「西暦2000年に向けての 国内行動計画」策定		
1991 (平成3)		「育児休業法」成立(男女とも取得可能)〔施行1992〕		
1994 (平成6)		総理府に男女共同参画室設置 男女共同参画審議会設置(政令)	「女と男のはあもにいプラン (ぎふ女性行動計画)」策定	
1995 (平成7)	第4回世界女性会議「北京宣言」及び「行動綱領」採択	「育児・介護休業法」成立 (介護休暇制度義務化)〔施行1999〕		
1996 (平成8)		「男女共同参画2000年プラン」策定		
1997 (平成9)		「男女雇用機会均等法」改正 (募集・採用等の差別の禁止等)〔全面施行1999〕 「介護保険法」成立〔施行2000、一部を除く〕		
1999 (平成11)		「男女共同参画社会基本法」成立	「ぎふ男女共同参画プラン」策定	
2000 (平成12)	国連特別総会『女性2000年 会議』『政治宣言』及び「成果文書」採択	「男女共同参画基本計画」閣議決定		
2001 (平成13)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」成立〔全面施行2002〕 第1回「男女共同参画週間」 「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定		
2002 (平成14)			「ぎふ男女共同参画プラン」一部改訂	企画部企画政策課内に「女性政策係」設置 男女共同参画に関する市民意識調査実施
2003 (平成15)		「少子化社会対策基本法」施行 「次世代育成支援対策推進法」施行	「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」施行	男女共同参画懇話会設置 「女性政策係」から「男女共同参画推進室」に組織変更

年	世界	国	岐阜県	瑞浪市
2004 (平成16)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正	「岐阜県男女共同参画計画」策定	「みずなみ男女共同参画プラン」策定
2005 (平成17)	第49回国連婦人の地位委員会（国連「北京+10」世界閣僚級会合）	「男女共同参画基本計画（第2次）」閣議決定 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定		男女共同参画社会推進委員会設置
2006 (平成18)	第1回東アジア男女共同参画担当大臣会合	「国の審議会等における女性の委員の登用の促進について」男女共同参画推進本部決定 「男女雇用機会均等法」改正〔施行2007〕	「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定 男女共同参画ふれあいサロンを男女共同参画プラザに改称	
2007 (平成19)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正〔施行2008〕 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定		男女共同参画に関する市民意識調査実施
2009 (平成21)			「岐阜県男女共同参画計画（第2次）」策定 「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（第2次）」策定	「男女共同参画推進室」から総務部市民協働課内「男女共同参画係」に移管 「みずなみ男女共同参画プラン（後期プラン）」策定
2010 (平成22)	第54回国連婦人の地位委員会（国連「北京+15」記念会合）	「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定		
2011 (平成23)	「ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関」（UN Women）発足			
2012 (平成24)		『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画～働く『なでしこ』大作戦～』策定		男女共同参画に関する市民意識調査実施
2014 (平成26)			「岐阜県男女共同参画計画（第3次）」策定 「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（第3次）」策定	「第2次みずなみ男女共同参画プラン」策定 「男女共同参画係」からまちづくり推進部生活安全課内「人権啓発係」に移管
2015 (平成27)	UN Women日本事務所発足 「持続可能な開発のためのアジェンダ（SDGs）」の採択（国連持続可能な開発サミット） 第59回国連婦人の地位委員会（国連「北京+20」記念会合）	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布・一部施行 「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定		
2016 (平成28)		「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」全面施行 「男女雇用機会均等法」改正〔施行2017〕 「育児・介護休業法」改正〔施行2017〕	「岐阜県女性の活躍支援センター」開設	
2017 (平成29)			「清流の国ぎふ女性の活躍推進計画」策定	男女共同参画に関する市民意識調査実施

年	世界	国	岐阜県	瑞浪市
2019 (令和元)		「女性活躍推進法」改正	「岐阜県男女共同参画計画 (第4次)」策定 「岐阜県配偶者からの暴力の 防止及び被害者の保護等に関 する基本計画(第4次)」策 定	「第2次みずなみ男女共同参画 プラン(後期)」策定
2020 (令和2)	第64回国連婦人の地位委員 会(国連「北京+25」記念会 合)	「第5次男女共同参画基本計 画」閣議決定 「災害対応力を強化する女性 の視点～男女共同参画の視点 からの防災・復興ガイドライ ン～」決定		
2021 (令和3)		「育児・介護休業法」改正 〔施行2022、一部(大企業に おいて育児休業取得状況の公 表を義務化)2023施行〕		
2022 (令和4)		「困難な問題を抱える女性へ の支援に関する法律」成立 〔施行2024〕		男女共同参画に関する市民意識 調査実施
2023 (令和5)		「性的指向及びジェンダーア イデンティティの多様性に関 する国民の理解の増進に関す る法律」公布・施行 「こども家庭庁」設立		
2024 (令和6)			「岐阜県男女共同参画計画 (第5次)」策定 「岐阜県配偶者からの暴力の 防止及び被害者の保護等並び に困難な問題を抱える女性へ の支援のための基本計画」策 定	「第3次みずなみ男女共同参画 プラン」策定 「人権啓発係」からみずなみ未 来部市民協働課内「人権啓発 係」に移管

第3次みずなみ男女共同参画プラン

発行年月：令和6（2024）年 3月

発行・編集：瑞浪市みずなみ未来部 市民協働課

〒509-6195

岐阜県瑞浪市上平町1丁目1番地

TEL：0572-68-9748（直通）
